

九州縦貫自動車道福岡熊本線鳥栖地区
埋蔵文化財発掘調査報告書

基山町伊勢山
鳥栖市永吉 遺跡

佐賀県教育委員会

発刊のことば

九州縦貫自動車道福岡熊本線の計画路線が決定し、この計画路線にかかる本県内の遺跡の緊急調査について、道路公団から県教育委員会に依頼があった。県教育委員会は、九州縦貫道発掘調査委員会を組織して、昭和四十四年七月十四日から八月十五日まで発掘調査を実施した。調査を実施した遺跡は、事前調査で確認された基山町伊勢山と鳥栖市永吉の一か所であって、本書はその発掘調査の報告書である。

この報告書は、短期間でまとめたものであるため、不備な点もあるうかと思われるが、本県ではほとんどまだ調査が行なわれていない古墳時代の住居址と、県内でははじめての祭祀遺跡の報告書があるので、本県における古墳時代の研究に寄与するところも大きいのではないかと考えられる。

本書を発刊するに当つて、炎熱とたたかいながら発掘調査に努力していただいた調査員の方々、短期間に資料を整理して報告書をまとめていただいた執筆者に対し、お礼申しあげるとともに、長期にわたる調査期間中いろいろご協力を賜わった基山町小倉と鳥栖市永吉の方々に感謝申しあげる次第である。

昭和四十五年二月

佐賀県教育委員会

教育長 大園

弘

本 文 目 次

一、発掘調査の経過	(一)
1、伊勢山・永吉遺跡発掘調査委員会	(二)
2、発掘調査日誌	(五)
二、基山町伊勢山遺跡	(五)
1、遺跡	(一五)
(1) 環境	(一五)
(2) 遺跡の概要	(一七)
(3) 住居址	(一八)
(4) 祭祀遺構	(一五)
(5) 石棺	(一六)
2、遺物	(二七)
(1) 土器	(二七)
(2) 祭祀遺物	(三二)
(3) 土器以外の生活用具	(三七)
植物性遺物	(三九)
その他の遺物	(三九)
目次	(三九)

目次

三、鳥栖市永吉遺跡

1、遺跡

(1) 環境および調査のあらまし (四〇)

(2) 住居址 (四一)

(3) 溝 (四二)

2、遺物

(1) 土器 (四五)

(2) 土器以外の遺物 (四七)

四、総括と考察

(あとがき) (一三一)

付 図 目 次

1、遺跡所在地図	(七七)
2、伊勢山遺跡地形図	(八一)
3、伊勢山遺跡第五区住居址実測図	(八二)
4、伊勢山遺跡第一区実測図	(八三)
5、伊勢山遺跡第二区・第三区実測図	(八五)
6、伊勢山遺跡第三区二号住居址実測図	(八七)
7、伊勢山遺跡かまど実測図	(八九)
8、永吉遺跡地形図	(九一)
9、永吉遺跡実測図	(九三)
10、永吉遺跡トレンチ実測図	(九五)
11、伊勢山遺跡出土の土師器壺	(九七)
12、伊勢山遺跡出土の土師器壺・塙	(九九)
13、伊勢山遺跡出土の土師器壺	(一〇一)
14、伊勢山遺跡出土の土師器高壺	(一〇三)
15、伊勢山遺跡出土の土師器類	(一〇五)
16、伊勢山遺跡出土の手捏土器・土製品	(一〇七)
17、伊勢山遺跡出土の滑石製模造品	(一〇九)
18、永吉遺跡出土の土師器	(一一一)

一、発掘調査の経過

九州縦貫自動車道（福岡熊本線）の計画路線中に所在する本県内の遺跡についての事前調査は、道路公団九州支社の依頼を受けて福岡県の高山明氏が昭和四十一年八月に実施し、次のとおり報告していた。

○鳥栖市永吉 遺物散布地（価値は普通）

僅かに残された台地であり、畑地となっているが、弥生式土器片が多く散布している。周辺にも同じような散布地が多く、おそらく一連のものと思われる。丹塗土器もあり、甕棺はないようである。

○鳥栖市永吉 遺物散布地（価値は普通）

水田に囲まれ僅かに残った台地であるが、弥生式土器片が散布している。付近にも弥生遺跡地らしい場所が多く、この台地にも住居跡があるのでないかと思われる。散布状態は密ではない。

○鳥栖市永吉 遺物散布地（価値は普通）

秋光川に沿った台地の基山町と鳥栖市の境にあり、水田に囲まれた台地は畑作が行なわれている。この畑地一面は弥生式土器の散布地であり、破片が密集している。包含層は擾乱されていると思うが、住居跡の床面までは達していないのではないか。甕形土器はなく、壺・壺類のものが多く、丹塗の土器片も多い。

○鳥栖市永吉 弥生墓地（価値は普通）

自動車教習所の近辺は広い台地であるが、この台地のいたるところに甕棺あり、弥生式時代の大甕棺墓地と言えよう。副葬品の出土については分らないが、甕棺の破片よりみて中期より後期にかけてのものが多い。

○基山町小倉 遺物散布地（価値は普通）

三沢ゴルフ場の南側の小山の南端部、南斜面に弥生式土器片と須恵器片が多く散布している。弥生式土器片は住居の存在していたことを想像させる。器片（高坏・器台などの破片多し）が多い。須恵器の散布は比較的まとまった範囲にある。古墳か窯跡か。

○基山町長野 遺物散布地（価値は普通）

長野部落のすぐ南側の畠地に多くの弥生式土器が散布している。丹塗磨研の壺形土器の破片も多く、高坏・壺などの小破片が密に散布している。住居跡の存在がうかがわれる。

昭和四十三年八月二十八日に、道路公団久留米工事々務所の依頼により、県教育委員会の文化財係は計画路線内の遺跡の表面調査を実施した。この調査の結果、鳥栖市永吉の低台地一帯および基山町小倉の伊勢山丘陵一帯に、土師器を主体とする土器片が相当広範囲にわたって分布していることを確認するとともに、古墳時代の住居址の存在が推定されるに至った。県教育委員会は、この調査結果に基づき、道路建設着工前にこの両遺跡の発掘調査を実施する必要がある旨、道路公団へ報告した。

四十四年になって、道路公団から県教育委員会へ道路建設計画路線内にある遺跡の発掘調査についての依頼があった。県教育委員会は、九州縦貫道伊勢山・永吉遺跡発掘調査委員会を設け、四十四年七月から八月にかけて緊急発掘調査を実施した。

1、伊勢山・永吉発掘調査委員会

イ、委員会

委員長 県教育委員会教育長

森 一郎

委員 県文化財専門委員

鏡山 猛

			同	七田忠志
		鳥栖市教育委員会教育長	佐藤儀三	
	基山町教育委員会教育長	久保山重		
顧問	県総務部次長	相良勝太		
口、事務局	県社会教育課長	白浜春次	久保山重	
局長	県社会教育課課長補佐	熊谷正門	相良勝太	
次長	県社会教育課庶務係長	福地太郎	佐藤儀三	
総務	県社会教育課庶務係	西村正剛	七田忠志	
庶務会計	同	糸山忠義		
	同	野口吉江		
	同	古賀タミ子		
八、発掘調査員	鳥栖市教育委員会	藤山豊樹		
	基山町教育委員会	蓑原好雄		
同	木下之治	柴元静雄		
県社会教育課文化財係長	安本雪男			
県社会教育課文化財係長				

県遺跡調査員

原口一男

同

尾形徳之

同

河兒哲司

同

石隈喜佐雄

同

佐々木勝

県文化館学芸員

木下巧

県立図書館資料課

森醇一郎

佐賀市教育委員会文化財係長

宮崎昌治

佐賀市教育委員会文化財係

北原学

佐賀市教育委員会視聴覚係

杉町義典

有明町教育委員会主事

渕上茂生

神埼町教育委員会主事

陣内栄士

有田町教育委員会

高尾正好

鳥栖工業高等学校

江崎幹夫

同

松隈嵩

佐賀市北川副小学校

大隈悟

鳥栖中学校

中野和

木原武雄

佐賀県税事務所

奥村 弘

佐賀大学考古学研究会

山岡繁樹・田添雅勝・古賀紀裕・大坪賢市・矢ヶ部定次・船津丸

ひろ子・木下ちさと・大山紀子・正木勝利・山口登・牟田香・藤

戸直美・中村節次・井手口政博・合原茂宣・原田恭子・中島信幸
・中西義裕・枠谷秀秋・藤井要・原崎寿・宝蔵寺博・岡村康博・

光武隆久・大瀬明幸・浜田俊二・山下雅彦

駒沢大学 国平健二・国士館大学 仮屋蘭重和

鳥栖工業高等学校・鳥栖高等学校・佐賀東高等学校・佐賀西高等学校・

小城高等学校・鹿島高等学校・鳥栖中学校などの生徒

2、発掘調査日誌

七月十四日（月） 晴天 時々 小雨

十一時から基山町小倉伊勢山神社境内において、地鎮祭および鍬入式を挙行す。県教育委員会から大園教育次長・白浜社会教育課長・文化財係・庶務係、基山町教育委員会・鳥栖市教育委員会・地元関係者・発掘調査員等が参加した。

十四時から基山町小倉の伊勢山遺跡の調査を地形測量と発掘調査の一班に分かれて実施した。伊勢山神社の境内は、松や雑木が生い茂つて森を形成し、社殿の東側がやや高くなっている。この森林の東南端に接している畠地に、里道にそつて幅二メートル、長さ二〇メートルのトレンチを設定し、このトレンチ内を五区に分け発掘を行なった。各区から土師器の小片が小数づつ出土したが、森林に隣接している第一区からの土器片の出土が最も多く、住居址の壁面の一部が現われ

た。このトレンチを第五トレンチと呼ぶことにした。

七月十五日（火） 晴天

地形測量と第五トレンチの発掘を継続して行なう。第一～第五区までは遺物の出土が少なく、また、明確な遺構も発見されなかつたので、発掘を中止することにした。住居址が現われた第一区の発掘に主力をそそぎ、住居址の全貌を明らかにするため発掘区域を拡張した。

一方、里道のそばの断面に住居址らしい遺構の露出している地点を選び、第一トレンチと呼ぶことにした。この第一トレンチは森林中であつて、神社の森の西北寄りに位置しており、里道を挟んで片側は茶園となつてゐる。そこで、まづ樹木の伐採作業を行ない、一部発掘にとりかかつた。

七月十六日（水） 晴天

地形測量と第五・第一のトレンチ発掘を継続して行なう。第一トレンチの住居址からは、炭化米や土器片が出土するとともに、炉址および粘土作りのかまどが発見された。第一トレンチからは甌・壺などの土器片や鉄器などが出土した。

七月十七日（木） 晴天

第五トレンチの住居址の発掘を終了した。この住居址の三壁面はよく残つていたが、里道の下になつてゐるところの壁面は破壊されていた。かまどの部分の発掘もすみ、完全に近い土師器の壺や甌の破片などが出土した。

第一トレンチの住居址の発掘のため、トレンチを拡張して作業を続けた。この住居址の床面は凹凸がはげしく、手捏土器が出土した。本格的な暑さとなり、調査員の疲労が気付かれてきた。

七月十八日（金） 晴天

第五トレンチの住居址の実測にかかる。この住居址の床面には、全面に炭化米の散布が見られる。第一トレンチをさら

に拡張して発掘を続け、住居址に隣接する地点から遠賀川式土器片を発見した。また、祭祀遺物も相当に出土し、祭祀遺跡の存在も考えられるに至った。

本日から第一と第五トレンチの中間に、第二・第三トレンチを設定して発掘を始めることにしたが、ここも神社境内の森林中に位置しているため、樹木の伐採をなし、一部の発掘に着手した。

七月十九日（土） 晴天

第五トレンチの実測を継続。第一トレンチの発掘区域をさらに拡張して作業を続けた。手捏土器や滑石製平玉などの祭祀遺物が相当に出土しはじめたので、土砂の一部は水洗いをして玉類の検出を行なった。神社境内の森林の樹木の伐採について部落代表と協議した。

七月二十日（日） 晴天曇がち

調査員の疲労が目立ち、鼻血など出す者が出たので、身体異状者は室内勤務とし、出土した土器の整理作業を担当させる。第五トレンチは、住居址が発見された第一区のみを残し、他の部分はすべて埋戻す。第五トレンチの住居址の実測作業終了す。

第一トレンチの発掘区域をさらに拡張して、発掘作業を続けたが、滑石製の玉や有孔円盤等が出土し、作業は余りはかどらなかつた。特に、水洗いのための土砂を麓の川まで運ぶ運搬作業に苦労した。

第二・第三トレンチの本格的発掘をはじめたが、第三トレンチの地層は予想以上に深く、発掘の困難が感じられた。

七月二十一日（月） 晴天

梯子を借用してやぐらを組み、第五トレンチの住居址の写真撮影を行なつた。第一トレンチは発掘区域をさらに拡張して作業を続けた。この二号住居址からは引続き滑石製の玉や有孔円盤などが出土し、床さらえは進捗せず、また、排土の

水洗いのための運搬作業に困窮した。

第二・第三トレンチの発掘作業を継続し、土師器類のほか押型文の土器片を発見した。

七月二十二日（火） 晴天

第一トレンチでは、発掘区域の拡張と発掘の両作業を併行した。ここ第二号住居址の祭祀遺物は、床面より約一〇センチメートル高い黒色土層の上から出土している点からみて、住居址の床面に一〇センチメートル余り土砂を敷きつめて、祭場としたのではないかということが考えられる。また、床面から復原可能な土師器二個体分が出土した。この第一トレンチからは、三住居址が相接して発見されているので、集落が形成されていたのではないかと推定される。二号住居址の排土の水洗い作業は、相当に過労となるため、本日限りで中止することにした。

第二・第三トレンチの地層は相当に深く、土器類の出土も次第に多くなってきた。

七月二十三日（水） 晴天

第一トレンチの一号と二号の住居址の発掘作業は、ほぼ終ったが、周囲をさらに拡張して遺構の調査を続けた。

第二・第三トレンチの発掘作業は相当に進んで、遺物の出土も多くなったが、遺構はまだ明らかにできなかつた。

今日から伊勢山神社境内の周辺で、発掘可能な場所を数か処選定してトレンチを設定し、一部の発掘にとりかかつた。

七月二十四日（木） 晴天午後小雨

第一トレンチ周辺の発掘作業を継続したが、第三号住居址内から植物の葉や茎などの炭化物が多く出土した。

第二・第三トレンチも発掘作業を継続し、相当数の土師器の出土をみたが、まだ遺構を明らかにすることはできなかつた。

伊勢山神社境内の森林の中で、社殿に近い場所に第四トレンチを設定して発掘を始めた。ここからは、少数の土器片は

出土したが、遺構らしいものは発見できなかつた。

伊勢山神社境内の周辺に設定した第六・第七・第八レンチの発掘にかかり、表土層の除去作業を終つた。この表土層から土器の小片が少數発見された。

鳥栖市永吉遺跡の発掘を開始するために、土地所有者と交渉を行なう。本日から調査員が増加したため、作業の分担を再検討することにした。

七月二十五日（金） 晴天

第一トレンチの発掘はほぼ完了したが、第二・第三トレンチの発掘は遺物の出土が多いため余り進捗しなかつた。第四トレンチの発掘はほぼ終つたが、遺構の確認はできず、また、遺物も極めて少なかつた。

第六トレンチ内から炉址らしいものが発見されたが、発掘は終らなかつた。第八トレンチは、遺構が明らかでなく、遺物もまた少なかつたので、埋戻しことにし、その作業にとりかかつた。

第一・二・三トレンチの伐採した樹木を整理した。また、鳥栖市永吉遺跡の発掘作業を本日より開始した。

七月二十六日（土） 晴天

第一トレンチは、発掘区域をさらに拡張することにして、作業を続けた。第二・第三トレンチは遺物の出土が多く、引き続き作業を行つた。第六トレンチの炉址は明らかでなく、出土遺物も少なかつたので、発掘作業を中止して、埋戻し作業にとりかかつた。

伐採した樹木の整理作業は、本日完了した。伊勢山遺跡の東端付近に位置している石棺の発掘作業を終了した。この石棺は、組合せ式の石棺で、副葬品などの遺物は発見されなかつたが、掘り出して移建保存することにした。

鳥栖市永吉遺跡の発掘を継続し、一部の調査員は宿舎で遺物の整理に当つた。

七月二十七日（日） 晴天

第一トレンチの拡張作業と第二・三トレンチの発掘作業を継続した。第三トレンチの一號住居址から土製紡錘車一箇・滑石製平玉二箇が出土した。

石棺の実測を終り、石材は小倉公民館へ運搬した。鳥栖市永吉遺跡からも土器類が相当に出土したため、トレンチの拡張作業を行なった。暑さのため、調査員の疲労は一層増してきた。

七月二十八日（月） 晴天

第二・第三トレンチ内の土器の露出作業を続けるとともに、一方では実測に着手した。第七トレンチの発掘作業は終つていなかつたので、発掘を再開した。土器が出土し、一部に遺構らしいものが発見された。石棺を掘り出したあの埋戻し作業をなし、終了した。

永吉遺跡も発掘を継続し、一部の調査員は宿舎で遺物の整理に当つた。暑さは厳しく、十四時には、永吉遺跡で三七度を記録した。

七月二十九日（火） 晴天

第三トレンチの一號住居址の土器露出作業が終つたので、土器群の実測を行なう。第七トレンチからは、土器片および小玉一個が出土したが遺構が明らかでないため、発掘は中止することにした。

永吉遺跡は発掘を一応終り、遺跡の実測作業にかかる。調査員の一部は、宿舎において遺物の整理に当つた。

夜は蚊の来襲がひどくなつたため、部落の方から蚊帳を借用した。

七月三十日（水） 晴天

第二トレンチ一号住居址の土器出土状況の撮影を終つたので、土器類はすべて取り上げ、床面の清掃作業にかかつたが、

かまどが現われ、作業は終了しなかつた。第三トレンチの二号住居址は、周囲をさらに拡張することにして、その作業にとりかかつた。第七トレンチは埋戻し作業を行ない完了した。

永吉遺跡は、実測を終り、測量と埋戻し作業を残すのみとなつた。本日、道路公団より発掘現場の参観があつた。

七月三十一日（木） 小雨

朝から小雨が降り続いたために、現地作業は余り進捗しなかつた。永吉遺跡は午前中に写真撮影を終つた。

伊勢山遺跡では、第三トレンチ二号住居址の発掘区域の拡張と壁面露出の作業を実施したが、排土の再移動作業のロスが多く、作業は進捗しなかつた。

一部の調査員は、宿舎において遺物の整理に当つた。夜は、発掘調査のあり方について反省会を催した。

八月一日（金） 雨天

終日の豪雨であつたが、調査員の一部は雨具をつけて永吉遺跡の埋戻し作業に当つたが、調査員の大半は宿舎で遺物の整理作業を行つた。

八月二日（土） 曇天

調査員の一部は、宿舎で遺物の整理に当り、他の調査員は第二と第三のトレンチの拡張作業を行なつた。しかし、雨上りのために土砂は粘着し、作業は思うようには渉らなかつた。

八月三日（日） 晴天

第二・第三トレンチの拡張作業を継続したが、床面が複雑な上に、壁面の一部がはつきりしないため、作業は終らなかつた。

永吉遺跡の測量と遺物整理も合せて実施した。夜は、宿舎において「住居址と祭祀遺跡」について調査員の研究会を催

した。

八月四日（月） 曇天後晴天

第二・第三トレンチの発掘を一応終つて、遺跡の撮影を行ない、永吉遺跡では測量を継続し、調査員の一部は遺物の整理に当つた。

部落代表が伐採樹木の調査を行ない、松一九本と雑木三四本と査定する。出土遺物の展示会および発掘か所の埋戻しについて、部落代表と交渉を行なう。

八月五日（火） 晴天

伊勢山遺跡調査・測量・遺物整理の三班に分かれて、作業を行なう。伊勢山遺跡調査班は、第一トレンチの拡張作業・第三トレンチの精密調査・第二トレンチの実測等を分担して実施し、測量班は基点調査を実施した。

八月六日（水） 晴天

測量・遺物整理・伊勢山遺跡調査の三班に分かれて、作業を進めた。測量班は、伊勢山遺跡のレベル記入を終り、永吉遺跡の標高設定を行なつた。伊勢山遺跡調査班は、第二・第三トレンチの実測と第三トレンチの一部拡張作業および第一トレンチの拡張作業を実施した。また、作業終了後に、里道部分の埋戻し作業を行なつた。

八月七日（木） 晴天

測量・伊勢山遺跡調査・遺物整理の三班に分かれて実施し、測量班は作業を終了した。伊勢山調査班は、第一・第三トレンチの実測・第一トレンチの拡張工事・第三トレンチの二号住居址の発掘などを行なつた。

八月八日（金） 晴天

遺物整理と伊勢山調査の二班に分かれて作業を行なつた。伊勢山調査班は第一・第三トレンチの実測を終り、第三号ト

レンチ二号住居址の発掘作業を継続した。

八月九日（土） 晴天

遺物整理・伊勢山・永吉遺跡の三班に分かれて作業を実施した。伊勢山遺跡では、第一トレンチ二号住居址の清掃作業と第四トレンチの埋戻し作業を終り、第一トレンチの実測を開始した。永吉遺跡の埋戻しがまだ済んでいなかつたので、再開したが完了しなかつた。

宿舎の宝珠閣を引越し、今夜から基山町公民館に宿泊することになった。宿舎の清掃・遺物や道具の運搬・会計始末・借用した道具の返却など多忙を極めた。夜は小倉部落公民館において、調査に参加した学生の分散会を開催した。

八月十日（日） 雨天後晴

伊勢山遺跡の実測と宿舎における遺物の整理・実測および撮影の二班に分かれて作業を進め、一方においては遺物の展示場作りを実施した。

八月十一日（月） 晴天

伊勢山遺跡の第一トレンチの実測は午前中に終了し、実測図の補正・遺物の整理・遺物の実測と撮影などを分担して実施した。

本日から基山町公民館講堂において、伊勢山・永吉遺跡発掘調査遺物展示会を開催し、十三時と二十時三十分からの二回にわたって柴本と木下がそれぞれ参観者に対して解説を行なつた。

八月十二日（火） 晴天

遺物展示会第二日で、十三時から木下が参観者に対して講演した。調査員は、実測図の整理・遺物の整理・遺物の実測などの作業を分担した。白浜社会教育課長は展示場を参観したのち、地元の関係方面へあいさつ廻りをした。鳥栖警察署

から出土遺物の譲渡についての事務手続のため会場に見えた。

八月十三日（水） 晴天

遺物の整理・遺物の実測・遺跡実測図の補正などの作業を分担して行なう。一方においては、土地補償金などの会計事務を進めた。本日も展示場へ参観に見えるので、二日間の予定であつた展示会を本日まで延期した。

八月十四日（木） 晴天

遺物の整理・遺物の実測・遺跡実測図の整理などを分担して、本日も実施した。

八月十五日（金） 晴天

午前中は、遺物の整理・遺物の実測・実測図の整理などを分担して行ない、午後は、遺物や道具、または調査員の用具などの整理と運搬、公民館の清掃をすませ、十五時に調査團を解散して調査員は帰途についた。

二、基山町伊勢山遺跡

1、遺跡

(1) 環境

発掘調査を実施した伊勢山遺跡は、佐賀県三養基郡基山町大字小倉七一五ノ一・七二三ノ一・七二三ノ三・六八五ノ四・六八五ノ四〇・六八五ノ四五番地の相当広範囲にわたっている。標高四〇四メートルの基山の山麓が東南方向へのびて、多くの舌状低丘陵を形成しているが、この伊勢山遺跡はその舌状低丘陵の中の東南端に位置している低丘陵の末端近くにある。

この伊勢山遺跡がある低丘陵は、西北北方から東南南方へのびていて、この丘陵の南側には階段状の水田が南方へ向かって開けており、この水田地帯を宝満川の支流が丘陵と平行して東南方向へ流れている。この丘陵の北側は、丘陵の走向にそろて狭小な谷が形成されていて、谷の一部には貯水池が築成されている。この谷のところが福岡県との県境となっているので、この伊勢山遺跡は県境に隣接している遺跡である。

この遺跡の最高処は、伊勢山神社の社殿の裏側であつて、標高四六メートルである。標高三〇メートルの線以下は、水田として開発されているので、現存している遺跡は標高三〇メートルから上の丘陵地一帯であると推定される。この遺跡のある丘陵地は、伊勢山神社の境内に残っている森林の部分を除くと、すべて畠地として開発されており、その一部は茶園となっている。

佐賀県遺跡台帳には、この伊勢山遺跡について次のように記載されている。

「伊勢山弥生遺跡——遺物包含地。」

福岡県境に接し、基山駅の東方丘陵の端近くに伊勢山神社がある。ここは伊勢山古墳群地帯であるが、また、弥生時代の遺物も出土している。遺跡の範囲や遺構は明らかでない。なお、昭和三十三年夏、道路工事の土取り作業中住居跡らしいものが発見されている。出土品には、弥生式壺・磨製石庖丁・半磨製石庖丁・砥石がある。

伊勢山古墳群（湮滅）

福岡県境に接し、基山駅の東方丘陵の端近くに伊勢山神社がある。この神社周辺に数基の横穴式石室を有する小円墳群があつたが、すべて破壊され湮滅してしまっている。遺物はほとんど散失し、その一部が保存されている。なお、この地域からは弥生時代の遺物も出土する。出土品には、須恵器・土師器がある。

調査の結果、この伊勢山遺跡から箱式石棺は発見されたが、古墳は台帳に記載されているとおり、湮滅し去ったものとみえ一基も発見されなかつた。この遺跡のある丘陵一帯には、土師器を中心とした土器片が相当広範囲にわたって散布している点から見て、遺跡は相当広範囲にわたっていることが推定される、しかし、土器片の中には、上方から流出したものもあることが考えられるので、遺跡の確実な範囲を知ることはできない。

十数年前、この丘陵に茶園造成が行なわれた際には、土器などが多く出土したと土地所有者が語っている点からみて、畑作とくに茶園造成で遺跡が相当に破壊されていることが推定されるのである。

僅か標高四六メートルのこの低丘陵は、南に平地が開けていて、生活の場として好適の地であり、古くから生活が営まれていたことが推定されるのである。僅かではあるが、押型文土器や遠賀川式土器の破片、または、石鏃や石匙などの石器類が出土していることは、縄文時代から弥生時代へと引き続いて生活が営まれていたことを物語るものであろう。

また、北側の貯水池を距てた福岡県側に弥生時代の甕棺が相当数発見されているところからみて、この伊勢山遺跡の調査地区以外のところに甕棺群や住居址などの弥生時代遺跡が残存している可能性も考えられる。しかし、この伊勢山遺跡

は調査を実施した範囲内においては、古墳時代の遺跡であるというべきであろう。

(2) 遺跡の概要

伊勢山丘陵に鎮座する伊勢山神社の社殿の裏側、すなはち東北方は森林となつていて、松・檜などの樹木が繁茂している。この部分が伊勢山丘陵では最高處となつていて、標高は四六メートルである。

この森林内の最高地点の両側に、第一・二・三の三本のトレンチ、森林地帯の中で一段低くなっている社殿の東南側に第四トレンチ、森林地帯の東南方に当る畑地に、森林地帯に接して第五トレンチ、第五トレンチと里道を挟んでその東側に第六トレンチ、さらに社殿の東南方に第七・第一〇トレンチまで、合計一〇トレンチを設定して、この一〇トレンチと箱式石棺一組の発掘調査を実施した。

調査を実施したトレンチの概要は、次表のとおりである。

トレンチ名	社殿からの方向	社殿からの距離	標高	地目	トレンチの広さ
第一	東北	北	一五M	四六・四五M	一五・〇×一六・五M
第二	東	北	二七	四六・四五	七・〇×一六・五
第三	東	北	一五	四六・四五	四・五×六・五
第四	東	南	一八	四四・四三	五・〇×九・五
第五	東	南	四五	四四・四二	三・〇×一五・〇
第六	東	南	六三	四二・四一	一・八×一〇・五
第七	東	南	六六	四一・四〇	三・〇×一二・〇
第八	東	南	一〇八	三六・三五	二・〇×一〇・〇
第九	東	南	一二六	三三・三二	五・〇×五・〇
第一〇	東	南	一八六	茶園	一・〇×

調査した一〇トレンチの中で、第一・二・三・五の四本のトレンチから住居址が発見された。他のトレンチ内からは、それぞれ少數の土器片が出土したが、確実な遺構は発見されなかつた。要するに発見された土器片は、流入してきたものと見るのが穏当のように考えられ、それらのトレンチの近くに住居址などの遺構の存在することが考えられるのであるが、茶園または畑作物のためにその遺構を確かめることができなかつた。

ただ、第七トレンチ内からは、ほぼ完全に近い土器が基盤上から発見され、遺構の存在が考えられたので、発掘区域を拡張して調査に当つたのであるが、ついに確実な遺構を発見することはできなかつた。

(3) 住居址

住居址が発見されたところは、神社の境内を中心とするこの伊勢山丘陵の最高所であつて、第一トレンチ内から三、第二トレンチ内から二、第三トレンチ内から一、第五トレンチ内から一、計八戸の住居址が発見された。第五トレンチの一戸だけが神社の境内に隣接する畑にあつて、他はすべて神社境内の森林中に位置しているが、この住居址はこの低丘陵の最高処付近に密集している点から見て、一つの集落を形成していたことが考えられる。神社境内と里道を挟んで茶園が造成されているが、この茶園から相当数の土器がかって出土したということであるので、ここにも住居址があつたことが推定されるし、また、神社境内も全面発掘を実施したならば、まだいくつかの住居址が発見される可能性も考えられる点などから、この集落の規模などを明らかにすることはできなかつた。

第五トレンチでは、神社境内に隣接して一戸の住居址が発見されたのみで、それから東南方には住居址の存在が確認されず、また、第一トレンチ内の住居址の西北方は、地形が傾斜していく住居を営むには不適な地勢であつて、一部分を試掘した結果、遺物もほとんど出土せず遺構は発見できなかつた。そこで、この集落の東南端は、第五トレンチの住居址、

西北端は第一トレンチの住居址とみることができるので、この集落の東南—西北の線は五七メートル余りとなるが、東北—西南の線の長さは明らかにすることができない。

調査を実施した住居址の概要は、次表のとおりであるが、第一～第五トレンチは第四トレンチを除き、調査区域を拡張したため、それぞれ第一区・第二区・第三区・第五区と呼ぶことにした。

住居址名	中心線の方向	大きさ	壁面の高さ(四面)
第一区一号	東北北—西南南	(不明) (現三・六M)×四・六M	不明・一四・五六・三〇釐
第一区二号	北—南	五・四×五・三	三六・二〇・五〇・一〇
第一区三号	東北北—西南南	四・八×五・五	八四・四四・六〇・六六
第二区一号	東北—西南	(不明) (現三・八M)×四・四	二〇・不明・二〇・一四
第二区二号	東北—西南	五・三×四・五	四六・一八・四四・四六
第二区一号	北—南	四・五×四・八	四〇・三八・四四・五四
第二区二号	西北—東南	五・六× (現六・〇M)	不明・二〇・五四・不明
第五区	西北—東南	五・七×五・四	四〇・三六・四二・不明

発見された住居址は、すべて竪穴式住居であって、その平面プランは方形である。各辺の長さがいずれも五メートル前後であって、ほぼ相似な大きさの住居であったことが推定されるのである。遺構は、現地表下四〇センチメートル前後の

ところにあって、住居址の壁面は自然の地面をただ掘り凹めただけで、第二次加工のあとはみられず、壁面は一般に相当に高い。

この住居址の中には、二次的施設が行なわれているものもあり、また、木の根のあとが多くて、住居の柱穴を明らかにすることができなかつた。しかし、第一区二号・三号、第二区一号、第五区などの住居址の壁面の一部を切り、または、壁面に接して現われている穴が柱穴としての可能性が最も強いようであるが、その数を明らかにすることはできなかつた。住居址の排水施設については、発掘作業の過程において慎重に検討を加えたのであるが、床面にも壁面の外側にもそれらしいものを確認することができなかつた。ただ、第一区二号住居址では、壁面にそうて床面が僅かばかり掘り凹められていたので、排水施設としての機能を果していたのではないかと考えられる。

第一区三号・第二区二号・第三区二号の三住居址は、樹木にさまたげられて、住居址の全面発掘を実施することができなかつた。また、第一区一号住居址は、里道のためにその一部が完全に切断されており、第五区の住居址もその一部が里道のために破壊されていた。

①破壊・転用された住居址

第二区一号住居址は、一方の壁面を完全に第二区二号住居址で切断され、その反対側の壁面の一部を第三区一号住居址で破壊されていた。そのため、第二区一号住居址が最初建てられていたのを壊して、その左右に第二区二号と第三区一号が建てられたということが判明する。出土した土器からみて、第二区一号と隣接する第二区二号や第三区一号の住居址との間に編年の差は認められないで、破壊されたこの第二区一号住居址は、余り長く使用されなかつたのではないかと考えられる。この住居址は、焼失した形跡も認めないので、破損の際は補修が可能であつたと思われるのに、破壊して同じ規模の住居を隣接してなぜ建てねばならなかつたのか不可解である。

第二区一号住居址は、破壊された第二区一号住居址とその床面は同一レベルに設けられているが、第二区二号住居址は

第二区一号住居址の床面をさうに掘り下げているので、その両住居址の床面の高低差は四六センチメートルとなつてゐる。

第一区二号・第三区一号・第三区二号の三住居址の床面上には、一〇センチメートルの黒色土が堆積し、その堆積土層の上に祭祀遺物がおかれていた。このことによつて、これらの住居は建てられてから余り時期を経過しないうちに破壊され、祭祀場として転用されたことが推定されるのである。祭祀場として転用される際に、排水施設なども破壊されてしまつたとも考えられるのであるが明らかでない。

要するに、この住居址群は、古墳時代に営まれたものであるが、同じ時代に、あるものは破壊され隣接して新しく他の住居が建てられており、あるものは祭祀場として転用されている。そのために、この住居址群は複雑な様相を呈しているのである。

④焼失した住居址 第五区の住居址の床面には、全面にわたつて相当量の炭化米が散布していた。この住居址の床面は、他の住居址の床面と異なつて、焼土らしい痕跡が認められる点からみて、廃屋となる前に焼失してしまつたのではないかと推定される。この住居址の床面は、他と違つて凹凸がなくて、改変や二次的加工のあとがみられず、また、炉やかまどに余り加熱のあとが認められない点などから、余り長く使用されないうちに焼失して廃屋となつてしまつたものであろうと考えられる。

第一区二号住居址からは、芦か稻に似た炭化植物が堆積した状態で発見された。この炭化植物は、不完全燃焼したものであつて、この住居址の床面は全面的に黒みがかつており、木炭が諸処に散在していた点などから、この住居址も焼失の結果廃屋となつてしまつた可能性が強いように思われる。

⑤炉址 炉が設けられていたことを確認できたのは、第一区二号・第三区二号・第五区の三住居址にすぎなかつた。第一区二号の炉址は、一・三×一・〇メートルの隅丸方形に近い平面プランで、深さは三六レーノセンチメートル、

一隅は段築されている。北側の炉縁は、陶質状に固く焼きしまり、暗黒色を呈している。この炉は、二次加工が施されていて、最初設けられた炉の内側にさらに粘土を張って、小形に作り変えられていたのであるが、この二次加工の部分は、発掘の過程において破壊されてしまった。この炉址は、住居址のほぼ中央に位置している。

第三区二号住居址の炉址も、住居址のほぼ中央に位置していて、一・四×一・八メートルの方形プランに近い平面形であるが、曲折が著しくて不整形を呈している。深さは一〇センチメートル前後で浅く、北側の炉縁は暗黒色を呈し、陶質状に焼きしまっている。

第五区住居址の炉址もほぼ中央にあって、径四八センチメートル余りのほぼ円形に近いプランで、馬蹄形を呈している。小形の炉であつて、その深さも僅か一〇センチメートル前後にすぎず、一端はゆるやかな勾配で床面へ接続している。炉址には、木炭や灰が幾らか残っていたが、炉縁には焼きしまったあとは認められなかつた。

②かまど かまどは、第三区一号と第五区の二住居址から発見されたが、第二区一号の破壊住居址にもかまどが設けられていた痕跡をとどめていた。この第二区一号住居址のかまどは、この住居址が破壊された時に、ともに破壊されたものであろうと推定される。

かまどは、三住居址とともに、北側に面した壁面に接して、その壁面のほぼ中央に設けられており、一定の基準に従つている点が注目される。恐らく風向きを考慮して設けられているものであろうと考えられる。

かまどは、粘土で築かれていて、第三区一号と第五区の住居址のものは、ともに相似た構造である。第三区一号住居址のものは、全長が一二〇センチメートル、幅は四六×八〇センチメートルで不整長方形で、高さは三〇センチメートル余りである。第五区の住居址のかまどの全長は、一一〇センチメートル余り、幅は五三×七〇センチメートルで、ほぼ長方形を呈し、高さは三〇センチメートル余りである。このかまどの断面は、ともに蒲鉾形を呈している。

焚口のところからトンネル式の煙道となり、壁面に接して煙出し口が大きく開いているが、第三区一号住居址のものは、この煙出し口が壁面の一部を切り落して設けられている。注目される点は、この煙出し口の左右のかまどの壁面の下端にも、それぞれ二か所に小さなトンネルが穿かれていて、この左右の小トンネルからも外気が入ってきて、煙を押し出す構造になっていることである。

第五区のかまどは、焚口の左右にそれぞれ小さな石柱を立て、焚口の中央にも小石を立てている点が、第三区一号のかまどと異なっているところである。この三個の石柱は、こしきなどをのせる脚としての役割を果すものであろうと考えられる。

第三区一号住居址のかまどの煙道は、長さ七五センチ、幅四〇〜一六センチ、高さ一〇センチメートル前後である。第五区住居址の煙道は、長さ四二二センチ（推定）、幅五〇〜一五センチ、高さ二〇〜一五センチメートルである。とともに、煙道は煙出し口へ向かって、ゆるやかに高くなっている。焚口の方の幅が広く、煙出し口の方へ向かって狭くなっている。

煙出し口は、第三区一号のものが、三五×二五センチメートル、第五区のものが四〇×三〇センチメートル余りで、ともにほぼ長方形を呈している。

④貯藏穴 第一区二号住居址から四〇〜一一〇センチメートル離れてその西側に、連続して設けられている三つの土壙がある。北側から一号・二号・三号土壙と呼ぶことにする。一号土壙は、二二二×一二〇センチメートルの隅丸方形で、深さは約八〇センチメートルである。二号土壙は、一九〇×一二〇センチメートルの楕円形で、深さは二〇センチメートル前後である。三号土壙は、一七〇×一八〇〜一一〇センチメートルの台形で、底部は二段になつており、一段目の深さは三〇センチメートル余り、二段目は約六〇センチメートルの深さである。

この三連の土壙の中で、一号土壙は形態もよく整つており、深さも深く、しかも底部の周りには幅二四〜四センチメー

トルの溝が設けられている。この三連の土壙内からは何も遺物が発見されず、何に用いられた施設であるのか明らかでないが、屋外に設けられたところの貯蔵穴とみるのが一番穩當であろうと考えられる。

第三区二号住居址の東北隅に、二〇〇×一四〇センチメートル余りの楕円形で、深さ五二~四〇センチメートルの土壙がある。この土壙の中間層からは、少數の土器片が出土したが、その底部付近からは何も遺物は発見されなかつた。しかし、この土壙の一隅には、階段状に四段が設けられていて、この土壙内への出入を容易にしている点からみて、屋内に設けられた貯蔵穴であろうと考えられる。

④不明遺構 第三区二号住居址は、後で祭祀場として転用されていることについては先に述べたとおりである。

この住居址の一隅にある貯蔵穴と推定される土壙の近くをめぐっている壁面が、土壙のはずれの地点付近から直角に外側へ折れてのびている。そのため、この住居址の平面プランの復原を著しく困難にしているが、これが住居建設当初のものであるのか、祭祀場に転用された際のものであるのか明らかにすることはできない。

要するに、この第三区二号住居址は、完全発掘ができなかつた点もあつて、住居址の規模や構造など不明なところが多く残されている。

⑤陶質床面 住居址の床面の一部が、窯壁のように焼成されて、陶質状に固くなり、暗黒色を呈しているのが認められる。炉縁のところで、第一区二号住居址と第三区二号住居址の炉縁にこの陶質部分があることについては、すでに述べたとおりである。

第一区二号住居址のほぼ中央付近に、陶質床面が相当広く残っている。この住居址は、未発掘の部分が多く残されているので、陶質床面の全貌を明らかにすることはできなかつたが、その広さは、二・七×一・四メートル以上に及んでいる。第三区二号住居址の南側と西側の両壁面の近くにも、この陶質床面が帯状に長くのびている。

この陶質床面がどのようにして作られたものであるのか、また、これが住居にどういう機能を有しているものであるのかというような点については、明らかにすることができなかつた。

(4) 祭祀遺構

祭祀遺物である手捏土器や土製品、滑石製模造品、あるいは祭祀用としての土器類が、最も多く出土したのは、第一区二号住居址と第二区一号住居址であつて、この二住居址が祭祀場の中心となっていたことが推定される。第一区二号住居址に隣接する第一区一号住居址、第三区一号住居址に隣接する第三区二号住居址および第二区一号住居址などからも祭祀遺物が出土している点からみて、第一区二号住居址や第三区一号住居址を中心として相当広範囲の地域が祭祀場に用いられたのではないかと考えられる。

この祭祀遺構は、住居址の床面から約一〇センチメートル余り高い地点から発見されているので、住居址の床面に盛り土をして清浄となし、祭祀場として転用したことが推定される。

第一区と第三・第二区の二地域に祭祀遺構が存在しているのであるが、この二祭祀遺構は、遺物の上でいくらかの相違が認められる。すなはち、第一区からは滑石製模造品と手捏土器が多く出土し、第三・第二区からは高坏をはじめとする祭祀用土器が多く出土しているが、この二地域の遺物の差異は何に基づくものであろうか。

第一区の祭祀遺物の配置状態を確認することは困難であった。すなはち、手捏土器の一部が集積した状態で出土した以外、滑石製模造品などは相当広範囲にわたって散在した状態で発見されたためである。

第三・第二区の祭祀遺物は、相当広範囲にわたって散在してはいたが、第二区一号住居址の南側に高坏を中心とする祭祀用土器類が集積されていて、手捏土器や滑石製模造品などが主として住居址の中央付近から発見された。この遺物の配

置が、祭祀とどんな関係にあるのかということは、慎重に検討を加えらるべき課題であろう。

(5) 石棺

伊勢山神社の社殿の東南方約二三〇メートルの畠から箱式石棺が発見された。この石棺は、安山岩の板石を長方形に組合せて作られた通例の箱式石棺である。

現地表下約一・三メートルのところに蓋石が設けられていて、封土の存在は認められず、また、石棺を設けるために掘り凹められた地層も明らかでない。石棺は、左右にそれぞれ三個、前後にそれぞれ一個の扁平な板石を立てて長方形に囲んだもので、蓋石には七個の石が用いられており、僅かづつ重なり合っていた。

石棺の内側の長さは、一・六メートル余り、幅は四五・三センチメートルで、一方が僅かばかり狭くなっている。深さは、三六・二五センチメートルで、幅の広い方が深さも深くなっている。

蓋石の接合部分の一部には、粘土が用いられているが、蓋石と身との接着部分には粘土は用いられておらず、また、鉄丹は塗布されていなかった。

石棺の底は、地山をならしたままのものであって、内部に遺体は残存しておらず、また、棺の内外から遺物は何も発見されなかつた。側石の一部には、その倒壊を防ぐため、外側に支石が用いられているのもあつた。

この石棺が築造された時期は、遺物が出土していないため明らかでないが、封土の存在が認められないこと、地表下相當に深いところに設けられていること、石棺の内部が比較的に浅い点などから考えて、弥生時代に属しているとみるべきであろう。

2、遺物

伊勢山遺跡から出土した遺物の主なものは、土器・土製品・滑石製模造品などであるが、他に鉄器や石器、あるいは炭化米や炭化植物、少數ではあるが縄文時代・弥生時代などの遺物も出土している。土器や土製品の中には、生活用具と祭祀用具の二種類があり、鉄器の中にも実際には祭祀用に供されたものもあったかと思われるが、それを生活用具と祭祀用具とに分類することは不可能であった。

土器類は、生活用具と祭祀用具とに分類して考察するのが、住居址と祭祀遺構とが重複しているこの遺跡を理解する上から都合がよいと思われるが、把手付の甌や一部の壺のように、祭祀遺構の下層の住居址床面から出土したことを見ると、祭祀用具とされるものは少ないので、分類して考察することは不可能であった。土師器の壺や壺などは、生活用具として使用されたことはいうまでもないが、第三区一号住居址の祭祀遺構からも相当数出土していて、これらが祭祀用具としても使用されたことを物語っている。また、把手のない单孔の甌などもこの遺跡においては、その出土状態からみて、生活用具というよりもむしろ祭祀用に供されたのではないかと考えられるのである。要するに、土器類の中で確實に祭祀用具として挙げることのできるのは、手捏土器のみであり、生活用具として分類できるものは、把手付の甌だけであるということができるようである。そこで、手捏土器以外は、生活用具も祭祀用具も土器類は一括して取扱っていくことにする。

(1) 土器

住居址名	高 环	环	壺	壺 壺	甌	甌	須 惠 器
第一区二号	二七						
一七							
五							
台付一四							
五							
二	高 环	一、	壺三、	壺三、	甌五、	甌一、	

	第一区三号	第一区二号	第一区一号	第二区一号	第二区二号	第三区一号	第三区二号	第三区三号	第一区三号	第一区二号	第一区一号
第五区	六	一	一	一	一	一	一	一	二五	二五	二五
	七	二二	三	一六	一六	一六	一六	一六	二三	二三	二三
		八	一	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一五	一五	一五
		四八	二	四二	四二	四二	四二	四二	一八	一八	一八
				一	一	一	一	一	三	三	三
				一	一	一	一	一	二	二	二
				三	二	一	三	一	坏一、甕一	坏一、甕一	坏一、甕一
				高坏二、坏三、甕五	坏五						

(註) 各住居址の右欄が完構または復原可能な土器の個体数であつて、左欄は破片の個体数である。

土器でま、土師器の数が須恵器の数よりも圧倒的に多いが、後期古墳の副葬品には須恵器が土師器よりも断然優位を占めているのとよき対称をなして、古墳時代後期における生活や祭祀に用いられた土器の在り方をよくあらわしていることができる。完構または復原可能な土器が最も多く出土したのは、第三区一号住居址であったが、この住居址は祭祀場として転用されており、出土した大部分の土器類は祭祀用に供されたものであることがその出土状態から推定される。

須恵器は、土師器と比べて個体数が極めて少なく、しかも、破片のみであった。第五区の住居址から出土した須恵器の

坏身には、高台があつて相當に時代が降る形式であり、坏の蓋もまた身と同時期の形式である点が注目される。

高坏の中で、須恵器は極めて少数であり、また、破片のみであつたので、器形を復原することは因難であつた。土師器の高坏は相当数にのぼっていて、第三区一号住居址の祭祀遺構中から完形品が一括して出土している。この第三区一号住居址出土の高坏は、すべて大きさも形式もほとんど差がみられない。全高一四センチ、口縁径一八・三センチ、脚裾の径一二・八センチメートル余りで、すべてこれと相前後する大きさである。脚部の付根は、比較的にしまつており、脚裾は相当にひろがつて安定している。坏部に段のあるものとの二種類があるが、口縁部の立上りはともにゆるやかである。しかし、坏部に蓋受けがあつて、口縁部が垂直に立上つているものが、例外的に出土している。

この第三区一号住居址出土の高坏の類例を県内に求めてみると、東松浦郡浜玉町にある史跡横田下古墳出土や佐賀市久保泉町川久保にある史跡帶隈山神籠石の郭内より出土した高坏（昭和四十二年三月、佐賀県教育委員会発行「帶隈山神籠石とその周辺」）などがあつて、土師器としては古い形式に属している点が注目される。

この第二区一号住居址出土の土師器高坏群と異なっているのが、第二区一号住居址出土の高坏であつて、全高九・五センチ、口縁径一二・八センチ、脚裾の径九・八センチメートルである。脚部が非常に低く、口縁部はほぼ垂直に近く立上つていて、坏部が比較的に深い。この高坏は、第三区一号住居址出土のものよりも時代が下降すると考えられるのであるが、他に類例を発見することができなかつた。比較的にこれに近いと考えられるのは、鳥栖市東十郎古墳群イ号出土の土師器高坏（昭和四十一年三月、佐賀県教育委員会発行、「東十郎古墳群」）であろう。

土師器の中で坏は最も普遍的なものであつて、各住居址から出土している。径一三センチ、高さ五センチメートル前後のものが大部分であつて、平底のものはなく、整形や焼成はともにまづくて、大部分は変形している。口縁部は、ほぼ垂直に立上つているもの、僅かばかり外反りしているもの、内側へ僅かばかり弯曲しているものの三種類があるが、僅かば

かり外反りしているものが最も多い。

土師器の中で壺として分類したものは、壺形の中でも、深さが比較的に深いものである。底部は壺と同じく丸底であるが、口縁部の下が僅かにくびれて、口縁部は外反りし、胴部の径は口縁部と同じか、または、口縁部より僅かばかり大きくなっている。口縁の径九センチ、胴径九センチ、高さ六センチメートルから口縁の径一二センチ、胴径一三センチ、高さ七・五センチメートルまでの大きさである。

土師器の壺形土器では、壺は少なく、ほとんど壺である。底はすべて丸底であって、頸部がしまり、口縁部は開いている。胴部は球形に近いものが大部分であって、胴部の径は高さより大きくなっているが、高さが胴径よりも大きく、断面が橢円形に近くなっているものも若干見られる。壺の大きさを挙げてみると、次の表のとおりである。

出土地	全高	胴高	胴径	頸径	口径
第三区一号	一七・〇cm	一四・七cm	一六・〇cm	一二・三cm	一三・〇cm
第三区一号	一五・八	一二・〇	一六・三	一二・三	
第三区一号	一五・〇	一一・五	一四・二	九・二	
第三区一号	一一・二	八・八	一一・七	八・四	一〇・五
第三区二号	一五・二	一三・〇	九・三	一一・三	
第二区一号	一五・〇	一三・五	一六・四	一一・四	一三・七
第二区二号	一五・二	一三・〇	七・六	九・四	

この表の中では、第二区一号住居址出土の壺だけが他とやや異なっていて、壺形に近いものである。

第二区一号住居址から出土している壺は、壺と異なって、口縁部の立上りが高く、全高七・七センチ、胴高四・四センチ、胴径七・四センチ、頸部の径六・二センチ、口径七・七センチメートルで、恐らく祭祀用の土器であろうと思われる。

甕の完形品は出土していないので、すべて破片ばかりである。破片の分類では壺との見分けが困難であるため、壺の破片も甕の中に包含されている可能性があつて、土師器の甕は非常に少なかつた。第三区一号住居址から出土している厚さ一・二センチメートルの破片などは、やはり甕と見てあやまりないようであるが、この甕は相当に胴部がふくらんだ形式のようである。

甕は、すべての住居址から出土しているが、復原できるものは非常に少なかつた。この甕は大小の二つの形式に分類することができる。小形のものは、底部が一孔で把手がなく、大形のものは底部が多孔で把手がついている。小形の甕の中で、第三区一号住居址出土の二個は、深鉢形であるが、第三区二号住居址出土のものは壺形を呈していて、やや形が異なっている。小形の甕の大きさは、次のとおりである。

出 土 地	全 高	口 縁 径	孔 径
第三区一号	一二・八 cm	二〇・〇 cm	一・八 cm
第三区一号	一三・九	一八・二	二・二
第三区二号	一七・五	一八・一	一・二

この小形の甕は、壺などと比較すると、極めて厚手であつて、一・一・一・二センチメートルの器厚である点が注目される。

大形の甕は、小形の甕よりも薄手に作られていて、その厚さは一・〇センチメートル弱にすぎず、また、完構を保つものではなく、復元可能なものは僅か二例にすぎなかつた。

第一区一号住居址と第三区一号住居址出土のものは、胴部から口縁部へかけてほぼ垂直に立上つていて、相類似した形式のものである。第一区一号住居址出土のものは、口径二六・八センチ、第三区一号出土のものは、口径一七・六センチ

メートルで、口縁部の大きさもほぼ同じである。ただ、高さが両者は異っているようであるが、第一区一号出土のものは底部が明らかでないため比較が困難である。しかし、残存部の高さが二〇センチメートルあって、第二区一号出土のものより相当に高い形式のように考えられる。

第三区一号住居址出土のものは、全高が二〇センチメートルにすぎず、底部は小形の甌がすべて尖底または丸底であるのに対し、平底であって、その径は一一・三センチメートルである。底部には一二孔以上の不整円孔が穿たれていて、孔径は一・五センチメートル前後であるが、二センチメートルをこすものもあって孔の大きさは不同であり、また、孔の配列も不規則である。この種の大形の甌には、すべて胴部に角形の二個の把手がついていて、この把手は差し込みとなつている。

第二区二号住居址出土の甌は、全高二一・三センチ、胴部の最大径二五センチメートルである。他の甌の口縁部が、ほぼ垂直に立上っているのに對し、この甌は口縁部の直下が僅かにくびれて、口縁部が外反りしているところに特色がみられる。形は釣鐘形で、底部は丸底に近く、底部に放射形に穿たれた六孔がある。底部中央に、径五・五センチメートルの空間をおいて、長さ四センチ、幅二一・八センチメートルの長方形の孔が等間隔に設けられているが、孔は極めて鋭利に穿たれ、整然と整形されている。全体が黄色で、焼成は余り堅緻でなく、刷毛目が全面に上下の方向にとおり、中央には二本の沈線が胴をめぐっている。

(2) 祭祀遺物

高壙・壙・壺その他の土器類の中には、祭祀用として用いられたものも、生活用として使用されたものもあって、それを区分することは困難であったので、両者を土器として一括して取扱った。ここでは、土器類の中で祭祀用として用いら

れたことが確実である手捏土器と土製品および滑石製模造品を一括して取扱うこととした。

各遺跡別の祭祀遺物の出土数は、この表のとおりであるが、括弧内の数は破損または欠損した遺物の個体数である。この祭祀遺物が最も多く出土しているのは、第一区二号住居址と第三区一号住居址の二か所であつて、特に第一区二号住居址からは滑石製平玉が多数出土していく群を抜いているが、第三区一号からはこの表に出ていない高坏その他の祭祀用に供せられた土器類が多数出土しているので、この二か所が祭祀遺構の中心をなしていることは疑う余地がない。

手捏土器は、壇と器台の二種類であつて、その種類に乏しいが、器台の中には白とみてよくはないかと思われるものも若干見られ、また、壇の中にも口縁部が開いて壺とするのが穩当であろうと考えられるものがいくらか含まれている。しかし、形式上余り大きな違いがみられないもので、白形のものは器台に、壺形のものは壇に一括して取扱うこととした。

埴は、この壺形のものを除いて二形式に分類することができる。頸部がくびれて口縁部が外反りするものと、胴部がふくらみ口縁部がやすぼまるものとの二形式である。主な埴の大きさは、次のとおりである。

遺跡名	全高	胴径	頸径	口径	備考
第一区二号	六・六cm	六・六cm	五・二cm	五・五cm	口縁外反り
第二区二号	四・一	五・二	五・〇	五・八	口縁外反り
第三区二号	三・〇			五・八	壺形
第一区二号	三・四			五・五	壺形
第二区二号	二・八	三・八	三・一	口縁すぼまる	
第三区二号	三・四	四・六	三・〇	口縁すぼまる	
第一区二号	二・二	三・二	二・三	口縁すぼまる	
第二区二号	四・三	四・五	三・三	口縁すぼまる	
第三区二号	三・八	四・九	四・二	口縁すぼまる	

この手捏埴は、ほとんど丸底であるが、平底のものが例外的に出土している。

手捏器台は、鼓形を呈していて、その上下ともに器を受ける凹みがあるが、一般的にみて、大形の方が凹みを深くしている傾向がみられる。この器台のうち、若干のものについてその大きさをあげてみると、次のとおりであるが、他も大体これらのことと相似た大きさである。

遺跡名	全高	胴径	上端の径	下端の径	凹みの深さ
第一区二号	六・七cm	二・九cm	五・五cm	四・二cm	一・八cm

第一区二号	四・九	二・五	四・〇	四・〇
第二区二号	六・五	二・五	四・三	三・五
第二区二号	四・〇	二・〇	三・三	三・二
第二区二号	三・九	一・七	三・五	三・〇
			〇・四	

この表によつて判るように、一般に大形のものの凹みが著るしく深くなつてゐるところからみて、これはやはり白の模造ではないかとも考えられる。上下ともほとんど相似た大きさではあるが、多少異なつてゐるものもあるので、大きい方を上とし、小さい方を下とした。上下の凹みの深さも多少異なつてゐるのがあるが、大体相似たものであるので、一方だけを挙げておくことにした。この器台は、基本的には上下同一に作られてゐると、みるとべきであろう。

土製品の中の二個の勾玉は、ともに孔がないが、その形状からみて、勾玉と推定してよからうと考えられる。長さ四・二センチ、径一・五センチメートルと、長さ三・四センチ、径一・五センチメートルのものとの二個で、ともに一端が細くすぼまつて弯曲している。

丸玉は、最大のものの径二・二センチ、最小のものが一・七センチメートル余りの不整球形であつて、中心に孔が通つてゐる。玉の模造品としては、やや大きすぎるようで、鈴ではないかとも考えられるが、鈴は別に出土してゐるので、やはり上玉とみるべきではなかろうか。

土製の模造鏡で完構品は、第三区二号から出土している。径三・五・三・二センチ、鉢まで含めての高さ一・五センチメートルである。土製の勾玉や丸玉が極めて粗製であるのに対し、この土製の鏡は比較的いていねいに作られている。

土製の鈴は、一例だけであつて、径一・五センチメートル、中心に径〇・三センチメートルの孔を通し、この中心孔から一方へ口を開けている。比較的に鈴の特質をよく模造しているが、この鈴と土製丸玉とは、形状や大きさなど極めて類

似している点が注目される。

表にはのせていないが、第三区二号住居址から不明土製品が一個出土している。長さ四・五センチ、厚さ〇・八センチ、幅一・七センチメートルで、両端が半円形を呈する長方形で、断面は橢円形である。孔がなく、弯曲もしていないので勾玉とは考えられないし、また、断面が橢円形であるため柱とみることも困難である。

滑石製模造品もその種類は少なく、変化に乏しいが、滑石の材石が発見されている点が注目される。第一区一号・第一区三号・第二区二号・第二区二号および第四トレンチ・第八トレンチなどから一個づつ発見されている。滑石は、この基山町付近には産出しないので、他から持ってきて、この地で製作したものであろうと考えられる。しかし、滑石製模造品の製作過程を知ることができ未完成品や剥片などは、この調査地区内から発見することができなかつた。

滑石製の有孔円板類は、第一区二号と第三区一号の二か所のみから出土している。この有孔円板の中に、長方板も便宜上一括しておくことにした。有孔円板は、不整円形のものが多く、径三・二センチメートルの大きさで、厚さは大部分が〇・三～〇・二センチメートルであるが、中には〇・一センチメートル余りのものもある。孔は中央に一孔だけのものが多いため、二孔のものも二例ほど出土している。

第三区一号からは、長方板に類する滑石製品が二個出土している。一個は完構品であつて、長さ二・八センチ、幅二・一～一・五センチ、厚さ〇・二センチメートルで、一方がやや狭くなつて台形に近い形を呈している。他の一個は、一端が折損しているために全形は明らかでないが、幅一・八センチ、厚さ〇・二センチである。残存部分は山形となつているので、楣板とでも称すべきものであろう。この二個の長方板には、いずれも孔が穿たれていない。

滑石製勾玉は、第二区一号からのみ二個出土していて、長さは、三センチと一・五センチメートルで、ともに孔は両剝りとなつていて、大きい方の厚さは、〇・八センチメートルであるが、小さい方は頭部の方が著しく薄く、やや粗製で

ある。

滑石製の平玉は、第一区二号からその大部分が出土していて、その数は一、〇〇〇個をこえている。径は七・四～三・〇ミリメートル、厚さは四・〇～〇・九ミリメートルまでであって、この平玉の中には比較的に厚手の白玉や極小の小玉なども若干含まれているが、その大部分は扁平な平玉があるので、それらも平玉の中に一括しておくことにした。

また、第一区二号からは、ガラス玉が一個出土しているのが注目される。

出土遺物表にはあげていないが、第五区の住居址内の床面から滑石製品一個が出土している。長さ七・八センチ、幅二・七センチ、厚さ一・一センチメートルで、鎌形にゆるく弯曲している。よく研磨されていて、かどの部分もなめらかである。両面には、ほぼ中央に長軸線にそつて深い切り込みの溝が通っている点からみて、再加工の過程ではないかと推定される。形状からみて、一番近いのは大形の勾玉であるが、孔がなく、また頭と尾の部分が全く同じ形態であつて、何であるのか明らかにすることができない。

(3) 土器以外の生活用具

土器以外の生活用具類としては、土製品・石器・鉄器などがあつて、その種類も数も少なかつた。これらの中には、祭祀用として使用されたものもあるかも知れないが、生活用具として一括して取扱うこととした。発見された遺物は、次の表のとおりである。

第一区二号	遺跡名		
	紡錘車	土製品	石器
	土錐	砥石	擦石
一	鐵鑓	鐵器片	鐵
二			器
二	鐵滓		

	第一区二号						
	第一区三号						
	第二区一号						
	第二区二号						
	第三区一号						
第五区		一					
		一					
		一	五				
		一					
		一					
		四	二				

紡錘車は、径五センチ、厚さ一センチ、中央に径〇・六センチメートルの孔のある土製品で、縁の方はやや薄くなっているため、断面は長楕円形を呈している。土錘は三個であつて、長さ四・〇センチ、径一・八センチ、長さ二・五センチ、径一・三センチ、長さ三・三センチ、径一・〇センチである。

砥石は二個で、ともに相当に使用された痕跡をとどめていて、弯曲が著るしく、ともに折損している。第三区一号住居址出土のものは、現存部分の長さ一二センチ、幅一一七センチ、厚さ六センチで、三面が使用されている。この砥石の材は、目の荒い砂岩である。第一区二号住居址出土の砥石は、現存長五・五センチ、幅五・五三・〇センチで、実に五面が使用されている。この砥石は、緻密な砂岩が用いられている。擦石には、すべて安山岩が用いられている。

鉄鎌は尖根式と平根式の両形式が出土しているが、第三区一号住居址出土の三個のみが平根式である。鉄器片の中には、刀子や釘または鎌などと思われるものなどが含まれているのであるが、破片のみであるため器形を明らかにすることができない。

(4) 植物性遺物

第一区三号住居址からは、多数の木炭とともに、芦の葉に似た炭化植物が堆積して出土している。また、第五区住居址の床面には、一面に炭化米が散在していた。炭化米は、長さ四・〇ミリメートル、径二・〇ミリメートル前後であって、ジャボニカ系である。

(5) その他の遺物

					遺跡名
					軽石
					石鎌
					ポイント
					イバクレ
					石匙
					押型土器文
					式遠賀川土器
第五区					
第三区二号			一		
第二区二号			一		
第二区一号			二		
第一区三号				四	
第一区二号				一	
第一区一号					
第三区一号					
第二区二号					
第二区一号					
第五区					

この表のとおり、弥生時代や縄文時代の石器や土器などが少数出土しているのであるが、これらの出土遺物に伴のう構を明らかにすることはできなかつた。

三、鳥栖市永吉遺跡

1、遺跡

(1) 環境および調査のあらまし

発掘調査を実施した永吉遺跡は佐賀県鳥栖市大字永吉字正口二六八一一番地の標高一九、五三メートルの畠である。周囲は標高一八メートル線の水田であるが、昭和初期までは隣接する畠二枚との南北約三〇〇メートル、東西約三五メートルの水田地帯の中に存する独立丘であった。しかしながら、秋光川の氾濫による堤防補強工事のために採土されたので現況では水田中に取り残された三枚の畠の如き景観となつたものである。

遺跡の東方約二〇〇メートルを筑後川の支流、秋光川が南流し、この川と遺跡のある畠との間には水田が北から南へ開け、更に川の東側には福岡県小郡町の水田地帯が開けている。遺跡の後背地は標高四〇四メートルの基山の東南山麓が形成する低地で、遺跡との中間に幅約四〇メートルの水田が北から南に帯状に存する。

この遺跡の南方約五〇〇メートルに永吉神社がある。この社は、肥前風土記に永世の社と記されている。即ち「同天皇（注、景行天皇）高羅の行宮よりかへりいでまして酒殿泉之辺におはします。ここに膳を薦むる時、御よろひの光明常に異なり。仍てト部の殖坂に占へしめたまふ。まをしつらく此の地に神あり。いたく御鎧をほりせり。天皇宣りたまはく「實に然る事あらば神社に納め奉らむ。永世の財となすべし」とのたまへり、因て永世の社と号す。後人改めて長岡の社と曰ふ。」とあり、（松尾頴作著「肥前風土記の研究」による）又、旧記には「長吉村の氏神八幡宮はもと永世神社なり祭る所少彦名神なり此社度々兵火にかかりて廢せり今八幡宮は古奈良田村の西歳の森に在しという今ほのけに残りて松一

本残れり年の森より永吉村にうつり給へりしなるべし今は八幡宮の相殿にませり八幡宮は奈良田・長吉両村の氏神なり」とあり、この地が古くから相当開けていた事を示唆している。

遺跡から南へ三枚目の畠のトレンチの結果、地表下約五〇センチメートルで砂礫層、約一メートルで砂層となることから判断して、独立丘の南端部は川床となっていた時代もあったと推定されるが、遺跡のある畠で同一の深さで比較してもこのような層はなく、黄褐色粘土層である。従って、この独立丘は秋光川によつて形成された扇状地、河岸段丘というよりもむしろ後背低台地の東端であったと推定される。

この遺跡は秋光川を境にして筑後の国に接し、北西約一五キロメートルには太宰府があつて筑紫平野との中間点に位置しており、交通の要衝としても早くから開けていたものと思われる。

今回の調査は道路造成工事に伴なうものであつたために発掘可能区域が道路敷内に限定されたので、遺構の完全調査は不可能であつた。加えて、この遺跡の両側は水田であるため排土の置き場所にも制約をうけて、その範囲はなお限定された。

まず、三枚の畠に二メートル×二メートルのトレンチを設定した。一番南の畠のトレンチでは前述の如く地表下約五〇センチメートルで砂礫層、約一メートルで砂層となり、遺物、遺構はなんら発見することはできなかつた。

二番目の畠のトレンチでは砂礫、砂層は認められず、黒褐色の表土層の下は砂礫混入の赤褐色土層である。遺物は土師質の土器細片が表土層に混入するのみで、遺構は認められない。

当該遺跡は南から三番目の畠で、独立丘の最北端に當る。表土層中には土師質の土器細片が濃密に混入していた。層序は上部より、細砂混入灰色土層、次いで、細砂混入黒褐色土層、細砂混入黄褐色土層となる。基盤と思われるものが地表面から約八〇センチメートル下の細砂混入赤褐色土層で、この層に無数のピットが掘り込まれている。その配列は不規則で

あるが、少なくとも二戸以上の住居があつた事が推定される。床面は平らで、堅穴の壁の痕跡も認められないので、平地式住居であつたと推定される。住居址はほぼ方形のプランをとる。中央部にや、広い堀り込みがあるが、これは炉の跡と思われる。

トレンチの北端に幅三〇センチメートル、深さ二〇センチメートルの堀り込みが東西に走り、トレンチの西端で幅三・五メートル、深さ八〇センチメートルの更に深く、大きい落ち込みに通じている。この落ち込みは主トレンチから南へ延長した一メートル×二〇メートルのサブトレンチの中央付近の幅三・五メートル、深さ八〇センチメートルの落ち込みに通ずるのでなかろうかと思われ、住居の環溝を推定される。

床面からの遺物は上師質の土器、手捏埴、砥石などが出土した。土器の形式から、この遺跡の営なまれた時期はおよそ五世紀末から六世紀初頭と考えられる。

以上、要約するに、この遺跡は主柱三・五メートル×四・二メートルの方形平地住居で、個々の住居の周囲には排水溝を更に住居群には環溝を有していたと推定される。

手捏埴の出土は伊勢山遺跡に見られる如き祭祀場の存在は推定されないにしても、こゝでも祭祀の慣行があつた事を示唆している。

(2) 住居址

トレンチの北側に位置する住居址を一号址、南側のそれを二号址と呼ぶことにした。

① 一号址

住居址の床面は現地表面から約五〇センチメートル下にあり、土質は細砂混入の赤褐色である。堅穴の壁の痕跡は全く

認められないで平地式住居であったことはほゞ間違いないと思われる。

床面には無数のピットが不規則に存在するが、柱穴間の距離から住居のプランを求めるとはゞ次の如くなる。
主柱は、北東から南西へほゞ三・五メートル、北西から南東へほゞ四メートルで正方形に近い長方形を示す。主柱は四本である。長方形の中心点から見て、北西の辺の外側、南東の辺の外側それぞれ約六〇センチメートル、南西の辺の外側、北東の辺の外側それぞれ約一メートルの線で柱穴が存在するが、これらは長尾および切上げ柱の跡ではないかと推定される。

尚、南西の辺にはその外側五〇センチメートルにもう一つの辺が設定されるが、これは炉の構造から判断して一次的に拡張された時の主柱穴ではないかと推定される。従つて、一号の住居址は最終的には四メートル×四・五メートルのプランであつたと思われる。

炉は第一次のプランでは中央よりや、西に偏し、〇・八メートル×一メートル、深さは床面から最大五〇センチメートルである。この炉の南東約二〇センチメートルの床面に一個体分の土師質の壺の破片が出土した。

拡張されたプランの部分にもう一つの炉が確認された。〇・六メートル×一メートル、深さ二〇センチメートルで前者に比してや、小規模であるが、住居拡張の要因はこの炉ではないかと推定される。即ち、家族数の増加を示唆している。このことは又、この住居がかなりの期間継続して使用されたことを物語つている。

プラン内に若干のピットと落ち込みが見られるがこれは器物を据え置くためのものか、あるいは構造物の遺構であるかは明確にすることができなかつた。

床面の粘土張り、たたき技法は認められず、單に地山の凝固であつた。

ここでは竈を構築した形跡はなんら認める事はできなかつた。

(2)二号址

二号址も一号址と同じく平地式住居で、その床面は現地表面から約五〇センチメートル下にある。プランの中央点より見て、北東の辺のみしか発掘することはできなかつたが、主柱間は一号址と同じくほど四メートルであつた。従つて、その規模は一号址の第一次プランと同じ規格ではないかと思われる。相異するのは、辺の方向が一号址の北東辺の場合北西から南東の方向であるのに対し、二号址では西北西～東南東となり約一〇度のふれがある。

炉は一メートル×一・八メートルの楕円形で一号址に比してやゝ大きい。位置はプランの東隅である。一号址と同じくプラン内にピットと堀り込みがあるが、その性格は不明であつた。

床面および竈は一号址の場合と同様であつた。

床面から磁石二個と鉄器片が出土した。

(3)溝

一号址の南北対角線に直角に、トレンチの北端に位置して、東から西へ、住居址との最大至近点四〇センチメートルに幅三〇センチメートル、深さ二〇センチメートルの溝が築造されている。プランの南北対角線の延長線と溝との交点の部分が溝底の最高位点であり、そこから東西へそれぞれ除々に傾斜している。最高位点から西へ二メートルの地点で、一メートル×〇・八メートル、深さ三〇センチメートルの落ち込みがあるが、貯水を目的としたものかどうかその性格は不明であつた。この溝の西端は落ち込みから二・四メートルの地点で急に、更に深く落ち込む。この大きな深い落ち込みは主トレンチを延長したサブトレンチの中央部、一号址の中央点より南々東一八メートルの地点に見られる幅三・五メートル、深さ〇・八メートルの落ち込みと同じ性格と思われる。両者が一連のものであるか、別個のものであるかは明確に断定は

できないが、いずれにしても住居の周辺に溝もしくは堀があつたことが推定される。

大きい落ち込み部分の底土に砂利や礫を含まない腐蝕物混入の黒色粘土であることからして、溝よりもむしろ集落を取りまいている環溝の可能性が強い。

住居に接して東西に構築された小溝は住居に付設された排水溝ではなかろうか。

2、遺物

遺物のほとんどは住居址床面からの出土であるが、次の如く分けて考へる事ができる。
すなわち土器と土器以外の遺物に分類した。

(1) 土器

①生活用土器類

		土 師 器		須恵器
2	3	壺	塊	
5	2	塊	埴・壺	
11	2	埴・壺	甕	
5	0	甕	甌	
1	0	甌	壺	
4	1	壺	須恵器	

完構復原可能土器
破片個体数

須恵器は土師器と比べ個体数および種類が極めて少なく、共存の割合は低率である。

須恵器は小溝東端から出土した壺の蓋であるが、つまみはなく、縁辺に向って半円形を描き、肩部の張り出しや縁辺の外反は見られない。Ⅲ式前半に比定される。

土師器は五器種が出土したが、その形状は次のとおりである。

壺は丸底であつて、頸部がしまり、口縁部は外反する。口部と胴部の比は三対一であり、口縁径と胴部の径のそれは七対五で胴部が大きい。最大径は胴部中央にあり、楕円形に近い。

広口壺は丸底はあるが、平底に近い。口縁の直下でや、外反し、最大径は口縁にあり、高さとの比は五対六・五で口径が大きく、すんぐり型の感じである。底部から胴部にかけてはや、曲線をとる。胴部の厚さよりも、底部がかえつて薄く削りとられているのは煮沸に際して火の通りを良くするための手法ではないかと思われる。

壺は丸底ではあるが、むしろ、や、尖った感じである。いずれも口縁に向つてなだらかな曲線を描くが、口縁部で外反する場合と、しない場合の二種が出土した。最大径はいずれも口縁にある。厚みは底部が大きく、口縁は両側より削り落として鋭角となる。

壺はほとんどが丸底であるが、一例のみは平底に近い丸底である。整形は粗雑であるが、胎土はよく精選されている。口縁部はいくらかずつ、それぞれ異つていてほど、垂直に立上つているもの、底部よりそのまゝカーヴしつゝのびるもの、腰部よりまっすぐ伸びるものなどがある。口縁先端は丸味をもつものが多いが、一例は内側からのみ削りとつて鋭角をしている。厚みは、底部が厚いものと、殆んど差がないものとに分けられる。

甌は一号住居址から一個体分出土したが細片であり復元することは不可能であったが、把手の形状から推定して、伊勢山遺跡出土の大形甌と同形ではなかろうかと思われる。尚、底部を欠失しているので孔の数は不明である。

甌の完形品は出土しておらず、復元不可能の破片があるので器形推定は困難である。

以上の土師質土器が出土したが、器形より判断して五世紀末から六世紀初頭へかけての所産であろうと推定される。

手先でひねり出した様な粗造の土師質の小壙が三箇出土した。これ等の手捏壙は丸底で胴部がふくらみ、口縁がやゝすばんでいる。底部には木の葉等の圧痕は認められない。用途はどうてい実用とは考え難く、祭祀用の仮器であろう。

他に高壙と推定される脚の痕跡のある土師質の皿が出土したが、形状は不明である。

(2) 土器以外の遺物

砥石が二箇出土したが、材はともに緻密な砂岩であり、弯曲が著るしく、相当に使用されている。ともに一面使用で、幅三七二・五センチメートル、厚さ二・〇〜二・五センチメートルであるが、長さ八センチ位に折損している。

他に二号址から鉄鏃と思われる鉄器片が四点出土したがいづれも腐蝕がはげしく、その形状を明確にすることはできなかつた。

四、総括と考察

①調査のまとめ

伊勢山遺跡においては、すでに茶園造成に際して遺跡の一部が破壊されており、調査に当つても神社境内の樹木や畠の作物などにわざわざして残存している遺構を完全に発掘することができなかつた。そのために、この遺跡の範囲を明らかにすることができず、また、集落の規模を知ることもできなかつた。

この伊勢山低丘陵には、相当広範囲にわたつて遺物が散布し、しかも、遺物は縄文から弥生、そして古墳時代と長期にわたつてゐる。しかし、残存している遺跡の中心は、伊勢山神社境内付近のこの低丘陵で一番の高処付近であり、しかも古墳時代の遺跡がその主流をなしていることを知ることができる。しかし、この古墳時代の遺跡の中、古墳は完全に湮滅してしまつてゐるが、残存している住居址と祭祀遺跡とは重複していく複雑な相を呈している。

本県においては、古墳時代の住居址や祭祀遺跡はまだ調査がほとんど行なわれていない現状であるので、この調査が本県における今後の調査研究に貢献するところが大きいと考えられる。

伊勢山神社の社殿背後の高地を中心として、竪穴式住居址群が発見されたのであるが、おそらくこの付近一帯に集落が形成されていたことを物語るものであろう。地面を掘りさげただけの簡単な作りであつて、その平面プランは方形で、住居の壁面は相當に高くなつてゐる。排水施設は明らかでないが、柱は壁面に接して立てられていた可能性が強いようである。床面の中央付近に、炉址が発見されたものもあつたが、形や大きさは一定していなかつた。また、かまどが残存していた住居址もあつたが、かまどは粘土で築かれ、一定の方向に壁面に接して設けられていた。

第一区二号住居址の西側と、第二区二号住居址内の一隅から土壤が発見された。一は屋外、一は屋内にあつて、その位

置を異にしているが、ともに貯蔵穴としての機能を有するものであろうと考えられる。調査した住居址の規模は、すべて相類似していて、未調査の部分を残しているとはいえ倉庫らしい建物の遺構を発見することができなかつたこともまたこれらの土壤を貯蔵穴とする可能性を裏付けているように思われる。

第二区一号住居址は、第二区二号住居址と第三区一号住居址とによつて、その一部が破壊されているところからみて、第二区二号や第三区一号の住居址よりも早い時期に営まれた住居址であることは疑う余地がないが、その年代差は遺構や遺物の上から明らかにすることができなかつた。また、第一区三号住居址からは炭化植物が堆積して出土し、第五区の住居址の床面からは炭化米が多量に発見されているが、この二住居址はともに火災にあつて廃屋となつたのではないかとうことが考えられる。

この住居址は、後に祭祀場として転用されたことが、出土した遺物の上から推定される。祭祀場の中心は、第一区二号と第三号一号であることが遺物の出土状態から考えられ、住居址の床面に一〇センチメートル前後の土盛りをして祭祀場としたことが明らかとなつた。

② 祭祀遺構と祭祀について

祭祀の形態について明らかにすることはできないが、第一区二号と第三区一号の祭祀遺構の出土遺物には、それぞれ特色のあることが認められる。第一区二号は、多数の滑石製平玉を中心に、滑石製円板など滑石製模造品が主体となつてゐるのに対し、第二区一号からは滑石製の勾玉や有孔円板なども出土はしているがその数は少なく、土師器の高壙・壙・壺などを中心とするおびただしい祭祀用の土器類がその主流をなしている。

第三区一号では、滑石製模造品と献供用と推定される土器類が配置されている位置は、明らかに異なつていて、土器類

はほぼ一定した範囲内に堆積されていた。滑石製模造品は、おそらく神のよりしろとして用いられ、土器類は神への獻供あるいは直会の容器として用いられたものではないかと考えられる。堆積していた土器類は、一回限りの清浄なものとして継続使用を絶つために埋置されたものであろうが、故意に破碎されたあとがなく、ほぼ完全な形で埋納されていた点が注目される。

祭祀用としての土器類に、ほとんど形式上の変化がみられず、また、第三区一号出土の土器のように、破碎されたあとが認められない点などからして、この祭祀場が数回にわたって使用されたという可能性は乏しく、恐らく一回限りの祭祀場ではなかつたかと考えられる。ただ、第一区と第三区とは、距離が若干離れているばかりでなく、出土遺物にも異質なものが見られる点からして、同一祭祀と見ることは不可能であり、また、同時に両方で祭祀が挙行されたとも考えられないでの、この両遺跡間には時期的な先後があつたのではないかと考えられる。遺物の上からこの両遺跡間の先後を明らかにすることはできないが、神のよりしろとしての滑石製模造品が多くて、獻供または直会のための土器類が少なかつた第一区二号の方が古い要素をもつているのではないかとも考えられる。要するに、第一区で祭祀が催されてから数年後にこの祭場に近接する第二区で再び祭祀が行なわれたということが推定されるようである。

③住居の廃絶について

ここに住居が建てられ、生活が営まれるようになつてから、祭祀場として転用されるまでに、どれほど経過しているかということは明らかでない。出土した土器類が祭祀用に供されたものであるのか、生活用であるのか分類することが不可能であつて、生活用土器と考えられる甌にしても单孔の小形品は、その出土状態からみて祭祀用に供された可能性が強く、また、床面から出土した生活用土器の数が少ない上に完形品がなかつたため、土器の比較検討ができなかつたことなどが、

この問題の究明を困難ならしめている。

祭祀場の中心と推定される第一区二号住居址の炉址の炭や灰の堆積が少なく、また、第三区二号住居址のかまども炭や灰の堆積が少ないと燃焼のあとも少なくて、極めてうぶな状態であったことは、これらの住居が余りながく使用されなかつたことを物語るものであろう。この住居址群の床面から出土した土器類が少なかつたことや、出土した土器にほとんど形式上の変化が認められることなどもまた、ここに生活が営まれた期間が長くなかったことを暗示しているものであろう。

第五区や第一区三号の住居址のごとく、焼失した後に再建されることなく放置されているところから考へると、これが焼失した時期に、この集落全体が他へ住居を移し、無住となつた集落址で祭祀が挙行されたのではないかということが推定される。とにかく、居住の始り・一部の住居の焼失・転居・住居と集落の廃絶・祭祀の挙行というこの地で展開された一連の営みの変化は、實に短かい期間内における経過であったということができるようである。

④遺跡の編年について

第五区出土の須恵器の高台付壺や第二区一号出土の土師器高壺などをはじめ、一部に時代が下降する形式の土器が含まれてはいるが、土師器の高壺の大半は、須恵器の第Ⅱ期に併行する形式である。また、他の土師器の壺や壺などもほとんどこの第Ⅱ期に該当する形式であるところから、この伊勢山遺跡出土の土器類は五世紀後半ごろに編年することが可能であろう。

この土器編年によつて、伊勢山遺跡は、五世紀後半ごろのものであろうと推定されるのである。

⑤神祭と喪葬について

住居址や祭祀遺跡出土の土器類と、後期古墳出土の土器類とを比べてみると基本的に大きな違いがあることが認められる。住居址や祭祀遺跡においては、土師器がその主流となっているのに対し、後期古墳の土器は須恵器がその大部分をしめているのである。また、この住居址から発見された甌や祭祀用に供されたと推定される小形の单孔甌などの土師器は、県内の古墳からはまだ発見された例がない。

祭祀遺物として普遍的な手捏土器類や平玉・有孔円板などの滑石製模造品、あるいは鏡・鈴などの土製品など、古墳の副葬品としては、ほとんど例をみないものであって、滑石製の平玉や土製の玉類などが例外的に古墳の副葬品として発見されているにすぎない。祭祀用具と古墳の副葬品との基本的な差異というものは、喪葬儀礼と神祭儀礼との在り方が根本的に異なっていたことを物語るものであろうと思われる。

後期古墳の羨門付近には、木炭や灰の層が厚く堆積していて、火を用いて墓前祭が行なわれたことを知ることのできるものもあるのに対して、この祭祀遺跡においては、神祭りに火が用いられたという痕跡を発見することができなかつたが、この点においても喪葬と神祭との儀礼が異なっていたと考えられる。

⑥祭祀の対象について

この伊勢山遺跡の祭祀遺跡は、住居址と重複してはいるが、住居に付属した祭祀場であったとは考えられない。すなはち、住居址の床面に一〇センチメートル前後に新しく土を敷きつめ、祭場が設けられた形跡が顯著であるからである。

この祭祀遺跡は、自然物を対象として祭祀が行なわれた跡であろうと考えられるのであるが、現在この地には神祭の対象として考えられる巨石や巨木などは残存していない。この遺跡のある伊勢山低丘陵上に立つて、見渡すと、肥前側の九千部山から筑後の山々まで、遠くにあるいは近くに連続して山波が展開している。この中で、特別史跡基肄城跡がある標

高四一四メートルの基山が、一番近くに望見される。この祭祀遺跡は、この基山を対象とした祭祀場ではなかつたろうかとも考えられるのであるが、ここからみる基山の山容は、神南備式靈山と呼ぶにはやや形がくずれており、また、古代における基山に対する信仰についても未調査があるので、一応保留しておくことにしたい。

⑦ 祭祀遺跡と神社について

この伊勢山祭祀遺跡とこの遺跡に鎮座している伊勢山神社とが、直接的に関係があるのかどうか明らかにすることはできない。伊勢山神社の創建は、明らかでなく、現在神社の境内にある石造物あるいは拝殿の絵馬などもすべて江戸時代をさかのぼるものではないからである。

肥前風土記の基肄郡の条に、長岡神社と姫社の二社の由来を記し、また、この基山町には延喜式内社である荒穂宮も鎮座している。

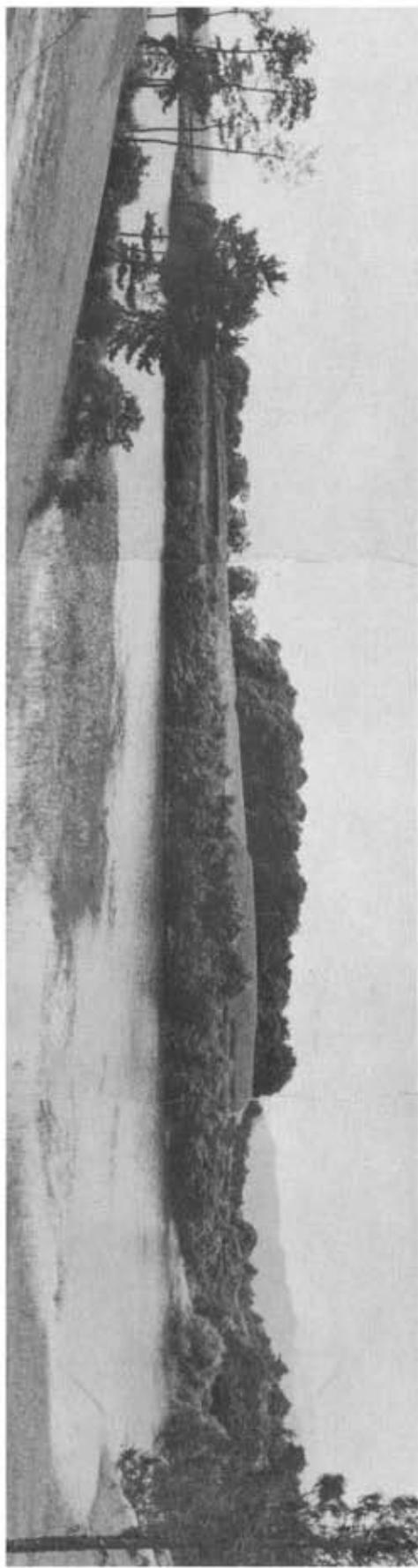
肥前風土記では、他にほとんど神社を挙げていないのに、この伊勢山祭祀遺跡のある基肄郡に二社を記しているということは、この伊勢山祭祀遺跡と風土記の神社とが直接的に関係はないとしても、注目されるところであつて、臨時的な祭場から恒久的な神社へと発展していく過程を、この基山町では明らかにできるのではないかということも考えられる。

⑧ 鳥栖市永吉遺跡について

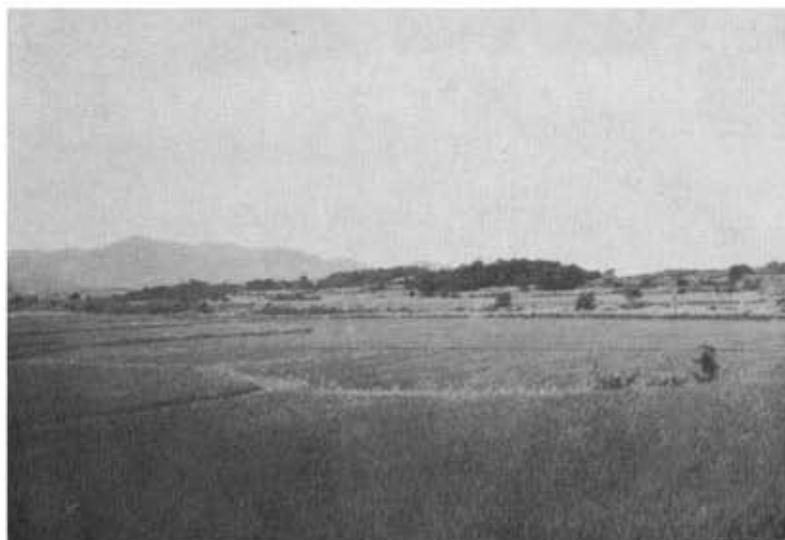
この遺跡は、水田地帯に帶のように南北に連なる標高僅か一九・五メートル余りの低丘陵上に位置している。この低丘陵は、かつては一連となつて連続していたのが、人工的に諸処が破壊されて、現在では三つの小独立丘となつて水田中に

孤立した状態でその一部分が残存しているにすぎない。そのため遺跡もその大半が湮滅し去っていると考えられ、残存しているものは、その極く一部分にすぎないということが堆定される。この丘陵の周囲の水田との比高は、僅か一・五メートル余りにすぎないので、極めて低平な丘陵であることが知られる。

この遺跡も古墳時代に属する住居址であって、出土した土器の形式編年によれば、伊勢山遺跡とほぼ同じ時期に比定されるものである。伊勢山遺跡の住居址がすべて堅穴式であるのに対して、この永吉遺跡の住居址が平地式である点が異なっている。また、住居址の近くに排水溝らしい施設が発見されたことも注目される点である。伊勢山遺跡の高燥な地勢に対し、低湿地に位置するこの永吉遺跡では、住居の排水に特に留意しているのではないかと考えられ、平地式という構造も、排水溝の施設も、ともにその排水をよくするためのものであろうと思われる。



福岡県小郡ゴルフ場より伊勢山遺跡を望む（正面の森）



小倉部落より伊勢山遺跡を望む（正面の森）



発掘前の伊勢山遺跡第1区1号東側断面



伊勢山遺跡第1区1・2号住居址(手前が2号址)

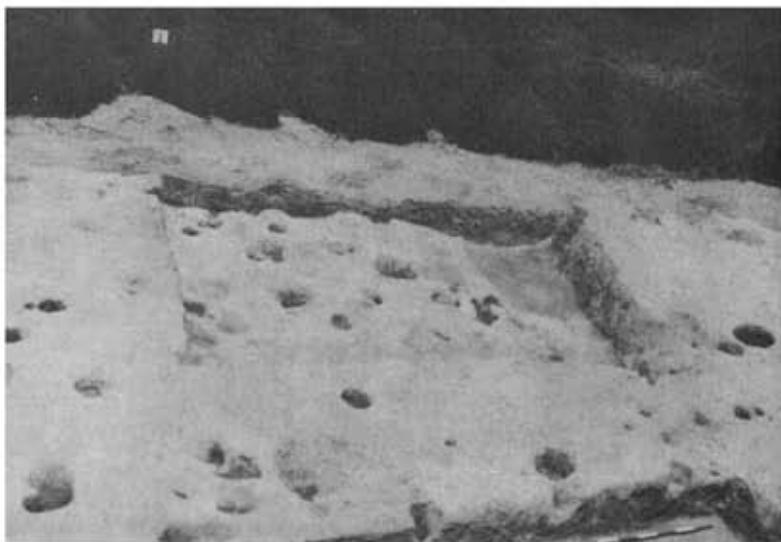


五八

伊勢山遺跡第1区1・2号住居址(左は土壙)



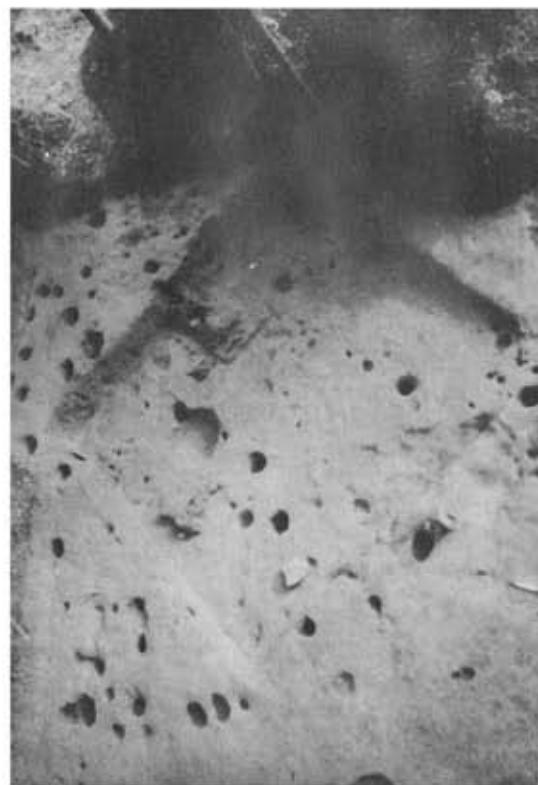
発掘前の伊勢山遺跡第1区（樹木伐採直後）



第1トレンチ1号住居址伊勢山遺跡第1区1号住居址



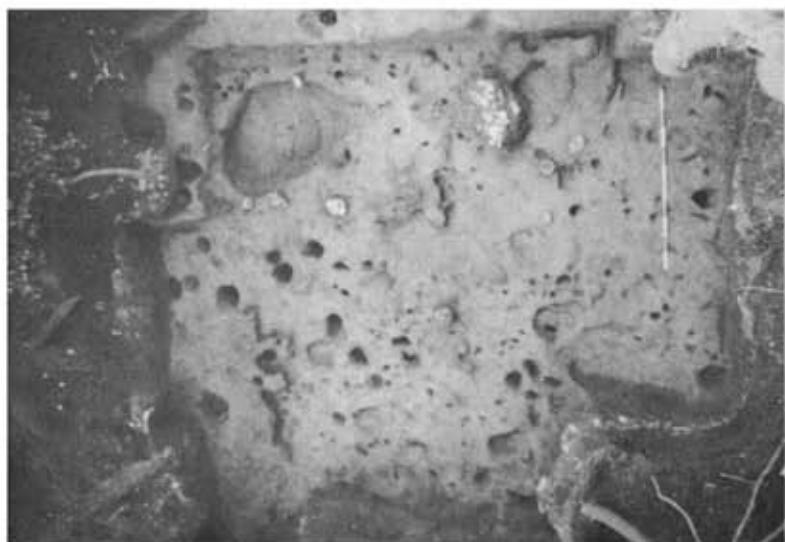
発掘前の伊勢山遺跡第2区(松伐採直後)



伊勢山遺跡第3区1号住居址



伊勢山遺跡第3区1号住居址のカマド



伊勢山遺跡第3区2号住居址



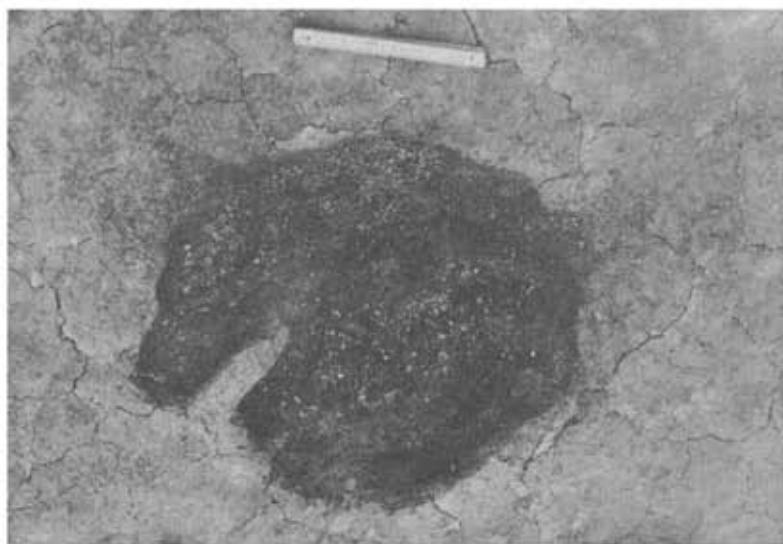
伊勢山遺跡第2区1号破壊住居址



伊勢山遺跡第5区住居址



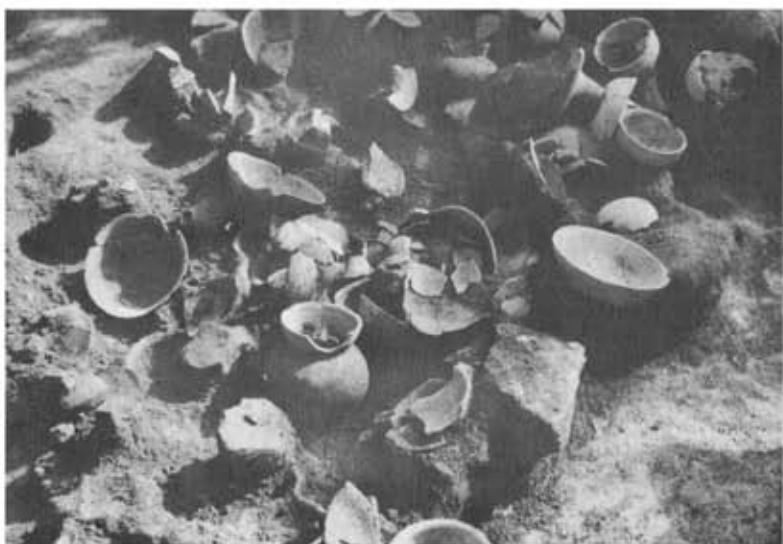
伊勢山遺跡第5区住居址のカマド



伊勢山遺跡第5区住居址の炉



伊勢山遺跡第2・3区発掘状況



六四

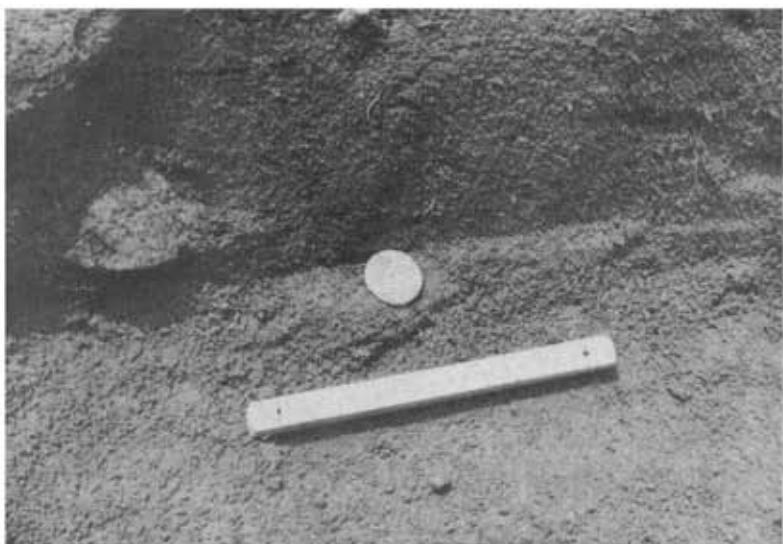
伊勢山遺跡第3区1号の祭祀用土器出土状況



伊勢山遺跡第1区2号の手捏土器・滑石製平玉出土状況



伊勢山遺跡第3・第2区の单孔瓶出土状況



伊勢山遺跡第3区1号住居址の紡錘車出土状況



発掘前の永吉遺跡

永吉遺跡トレンチ全景



永吉遺跡小溝と堀（手前黒部分）

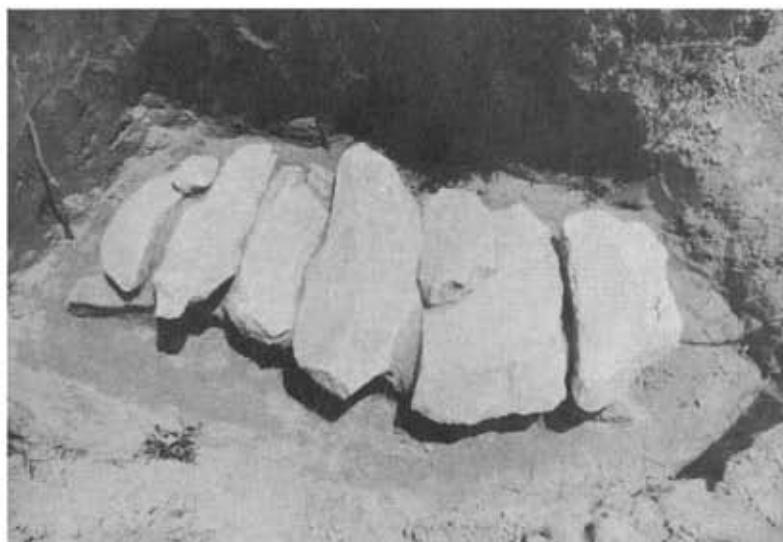


永吉遺跡サブトレンチ(中央黒い部分は堀)



永吉遺跡壺の出土状況

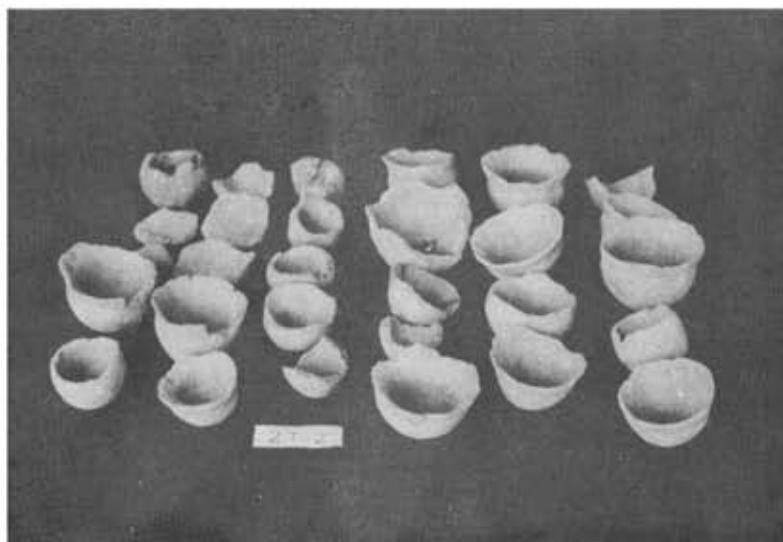




伊勢山遺跡箱式石棺蓋石



伊勢山遺跡箱式石棺内部



伊勢山遺跡出土の手捏塙



伊勢山遺跡出土の手捏器台、土鈴、土製勾玉



伊勢山遺跡第3区2号出土の土師器单孔瓶



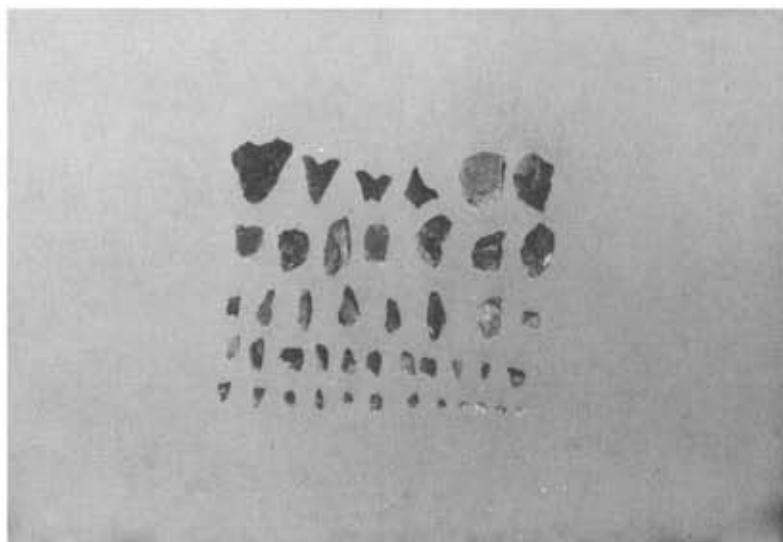
伊勢山遺跡第3区1号出土の土師器壊



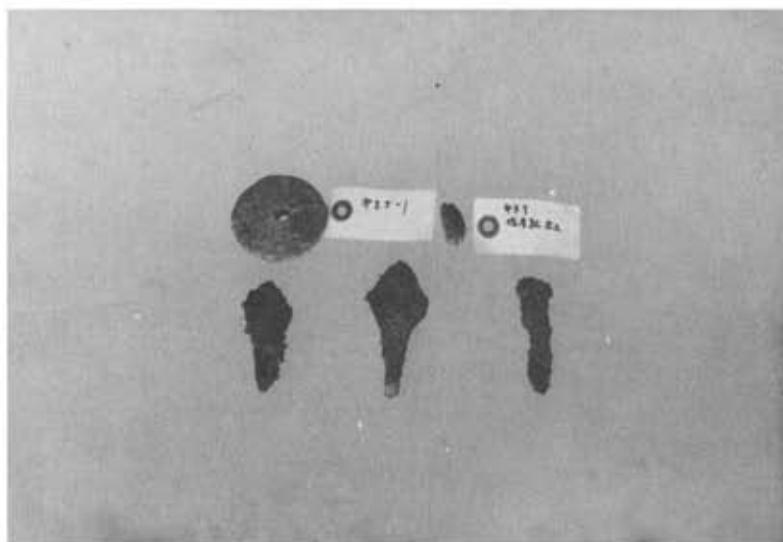
伊勢山遺跡第3区1号出土の土師器高坏



伊勢山遺跡第3区1号出土の土師器壺



伊勢山遺跡出土の石鏃その他の混入遺物



伊勢山遺跡出土の紡錘車、土錘、鉄鏃



永吉遺跡出土の土師器壺・塊

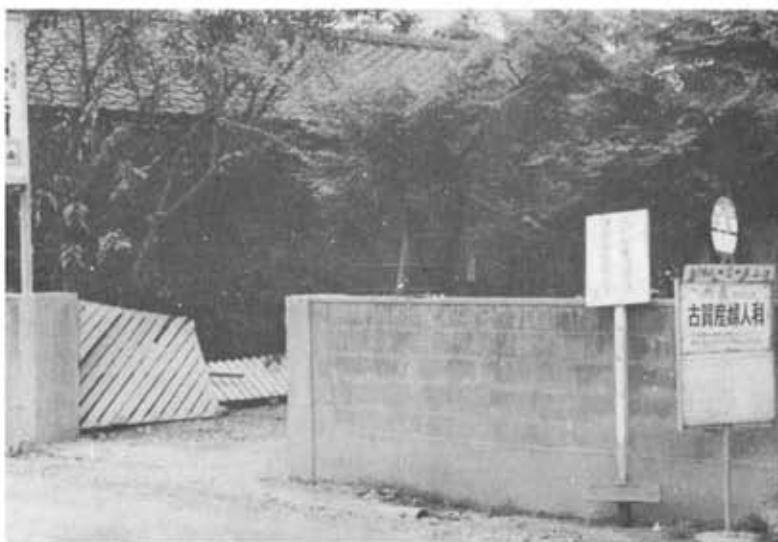


七四

基山町公民館における展示会風景(中央部分の木にかけてあるのは平玉、約2,500箇)



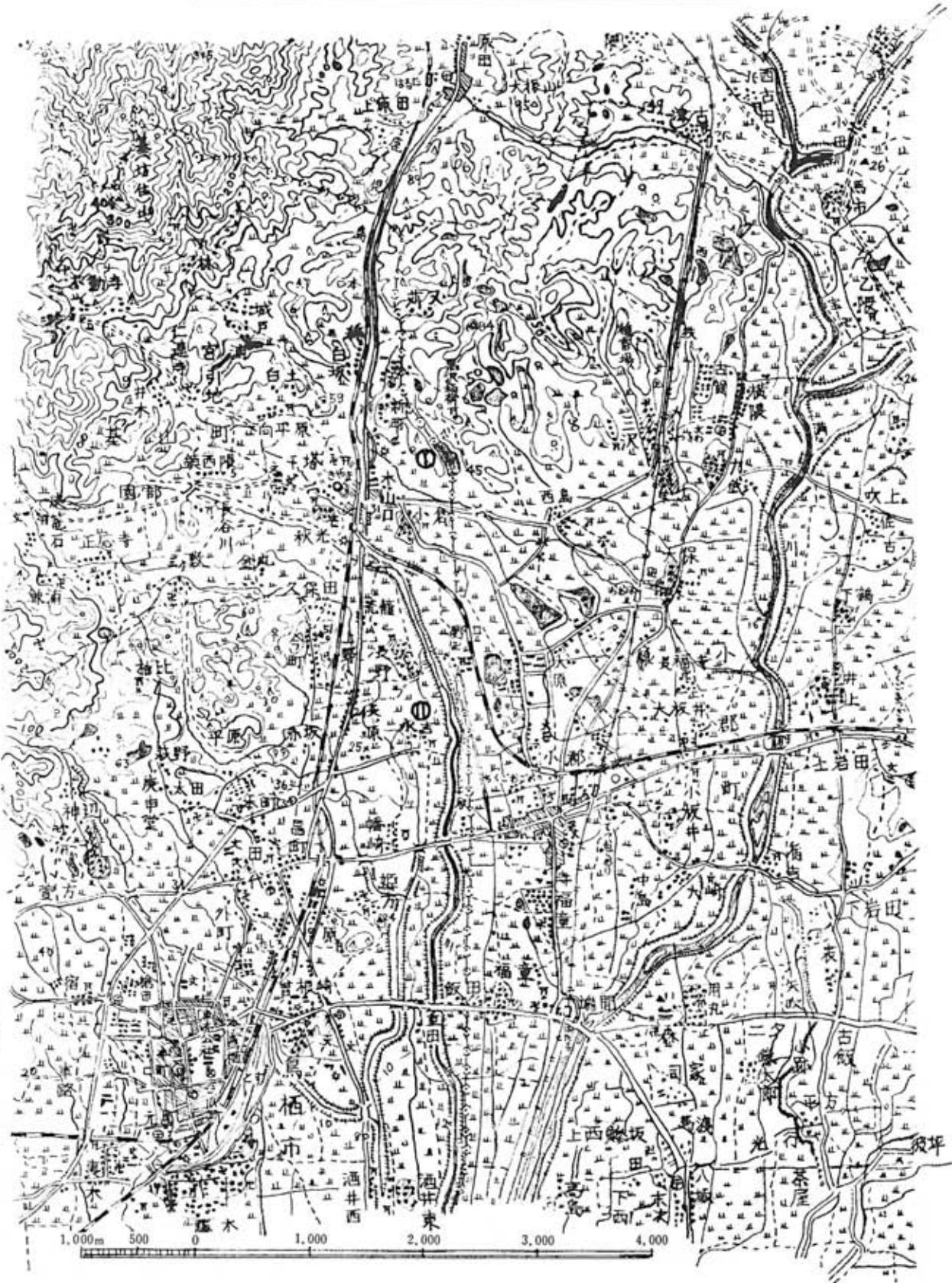
発掘調査本部における出土遺物整理



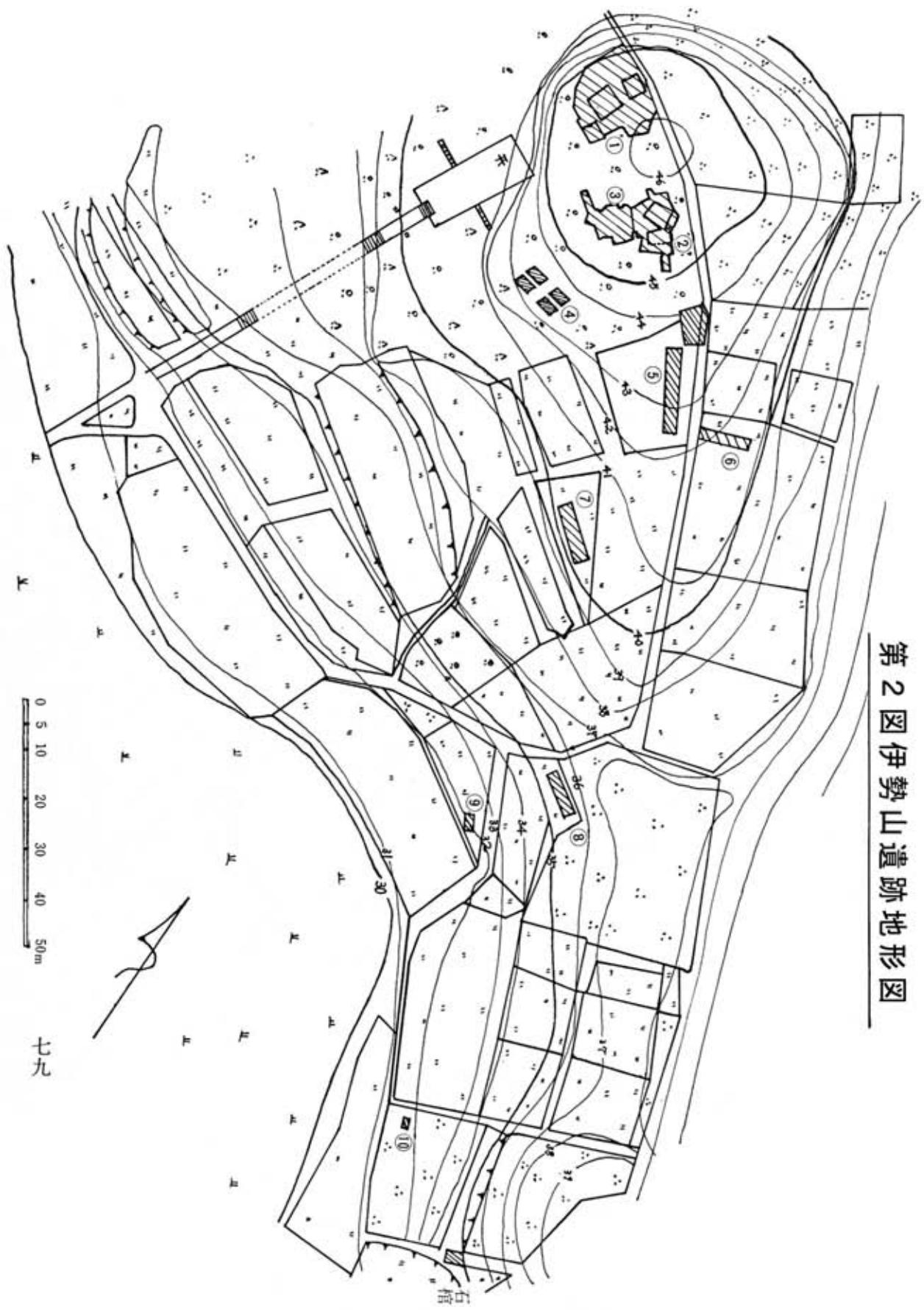
発掘調査本部(基山町法泉寺ラジュウム泉)

第1図遺跡所在地図

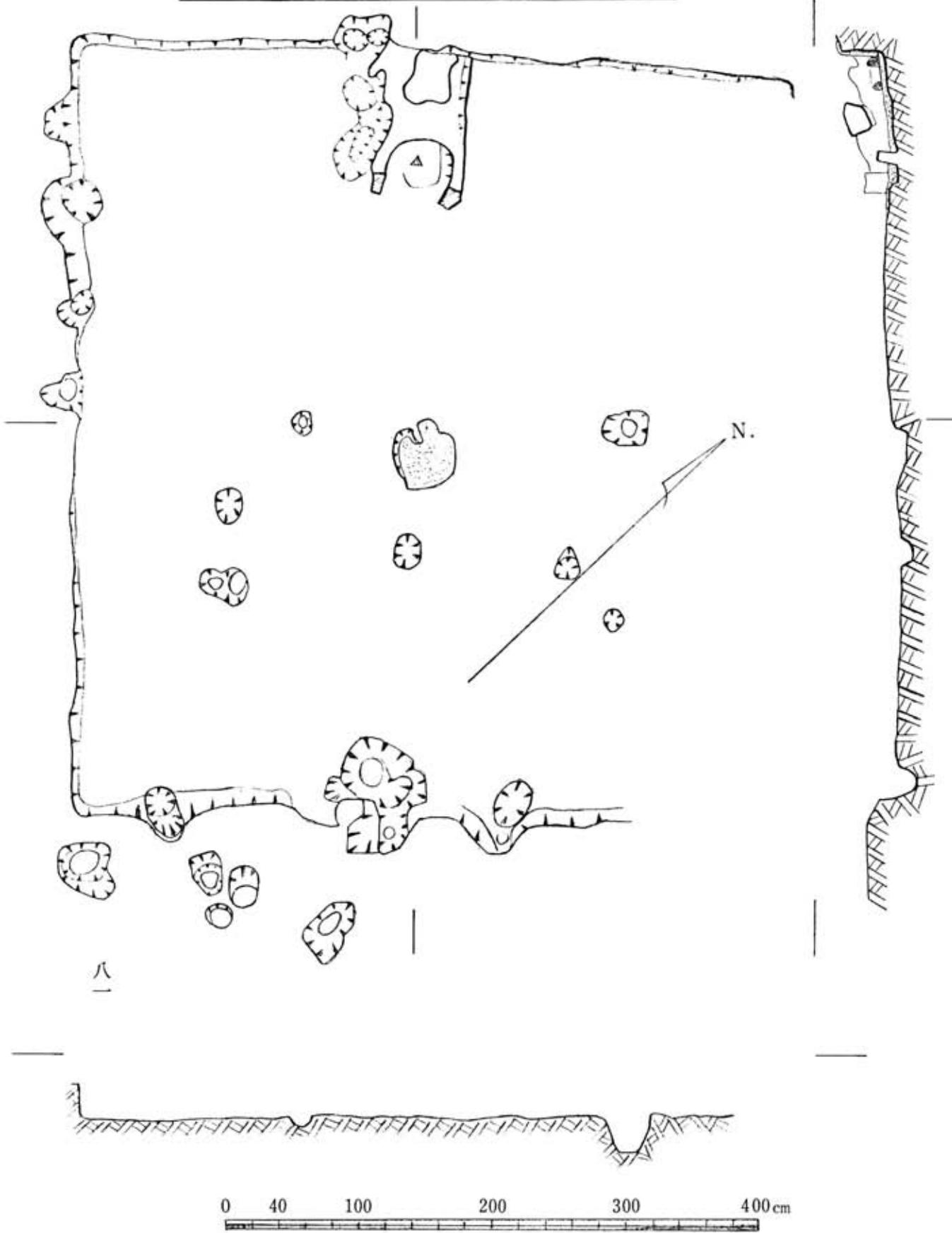
① 基山町伊勢山遺跡
② 鳥栖市永吉遺跡



第2図 伊勢山遺跡地形図



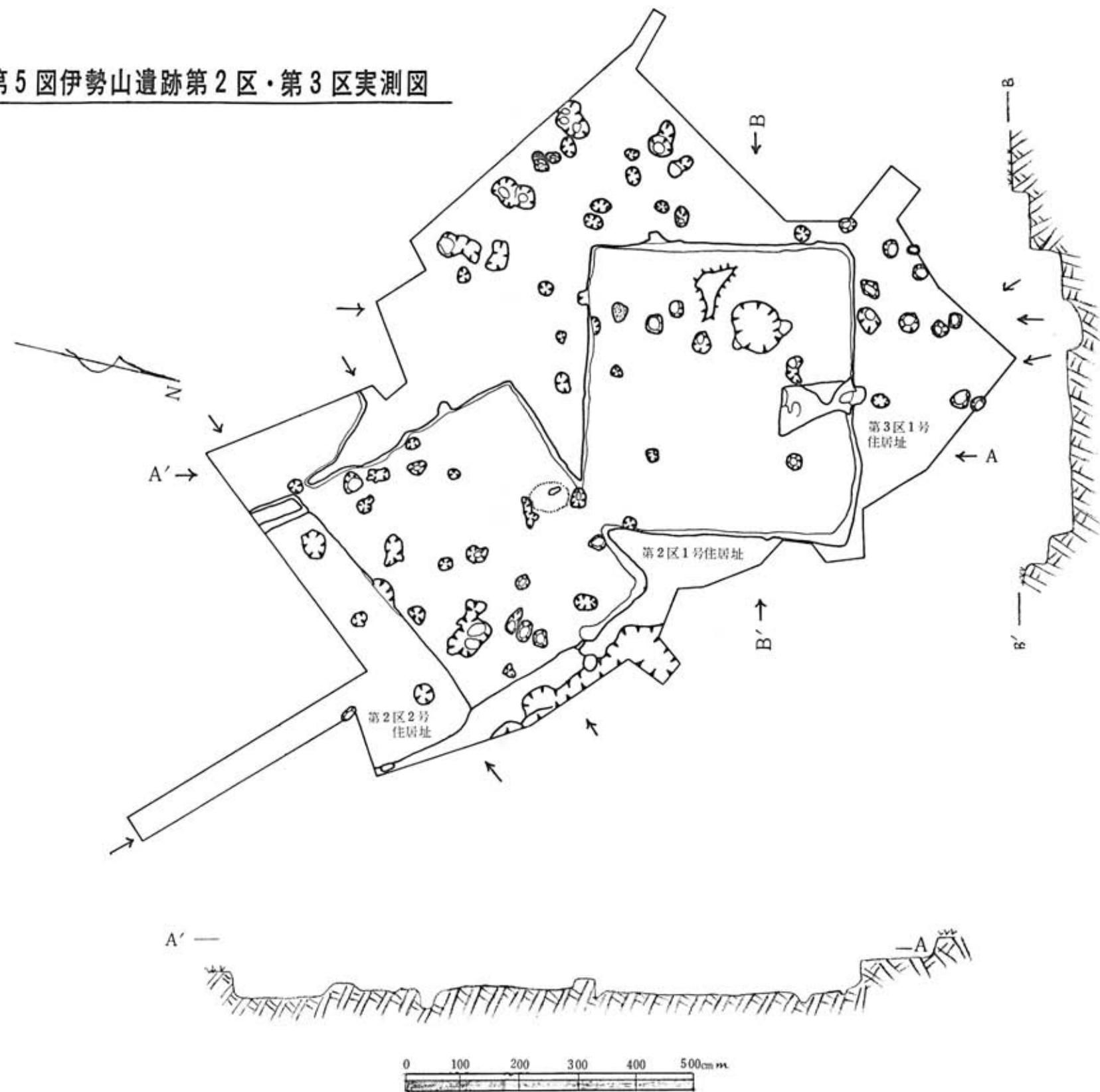
第3図 伊勢山遺跡第5区住居址実測図



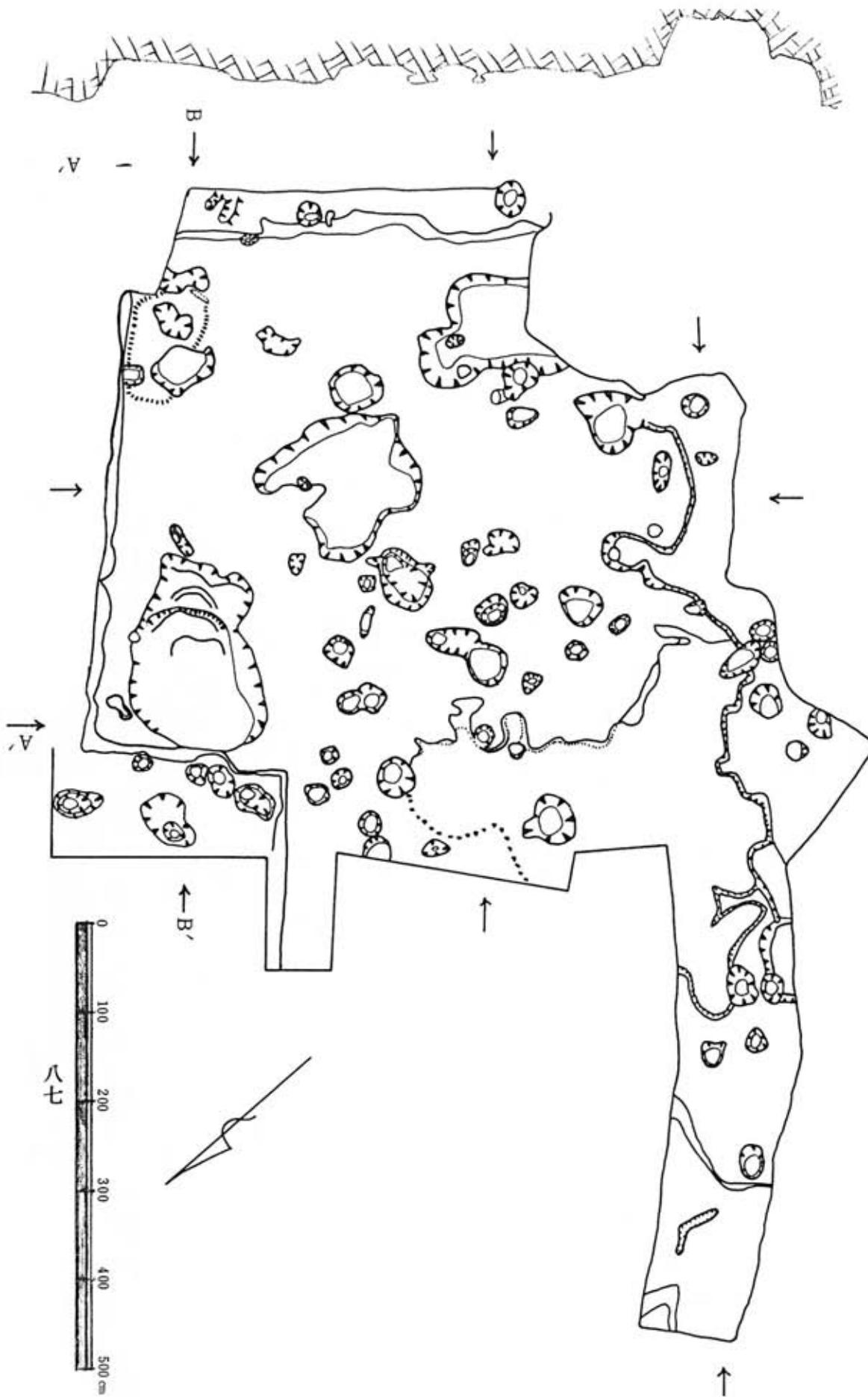
第4図 基山町伊勢山遺跡第1区実測図



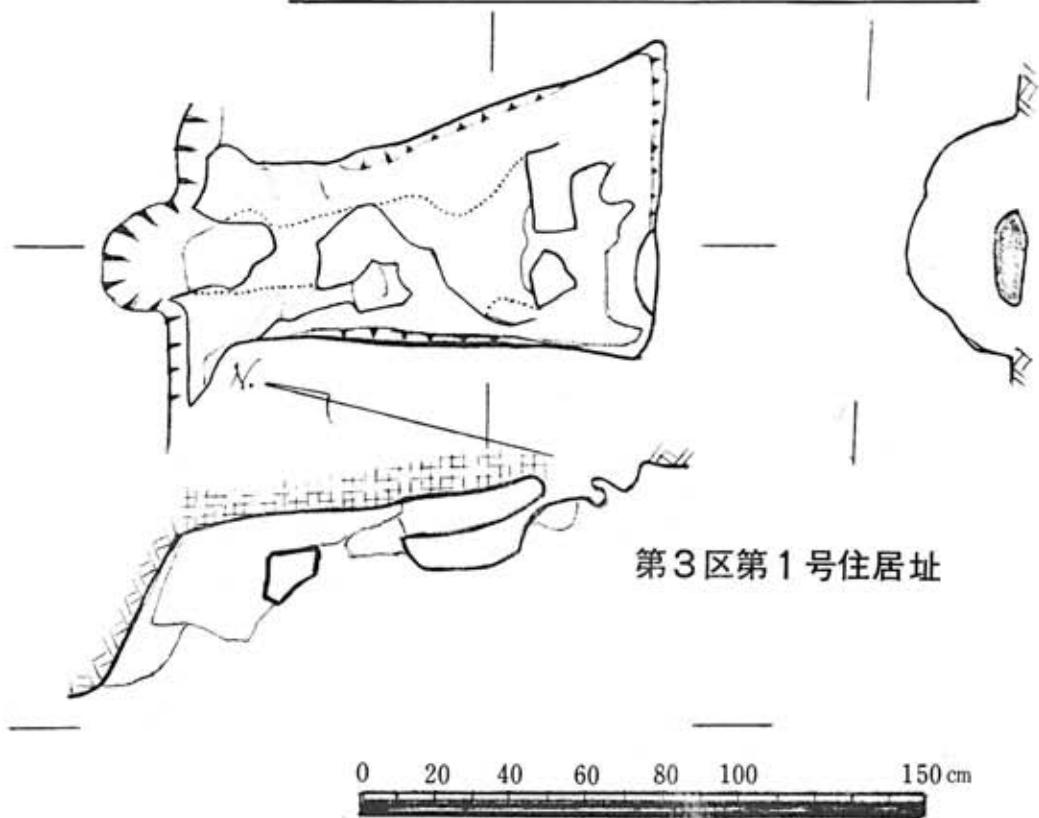
第5図伊勢山遺跡第2区・第3区実測図



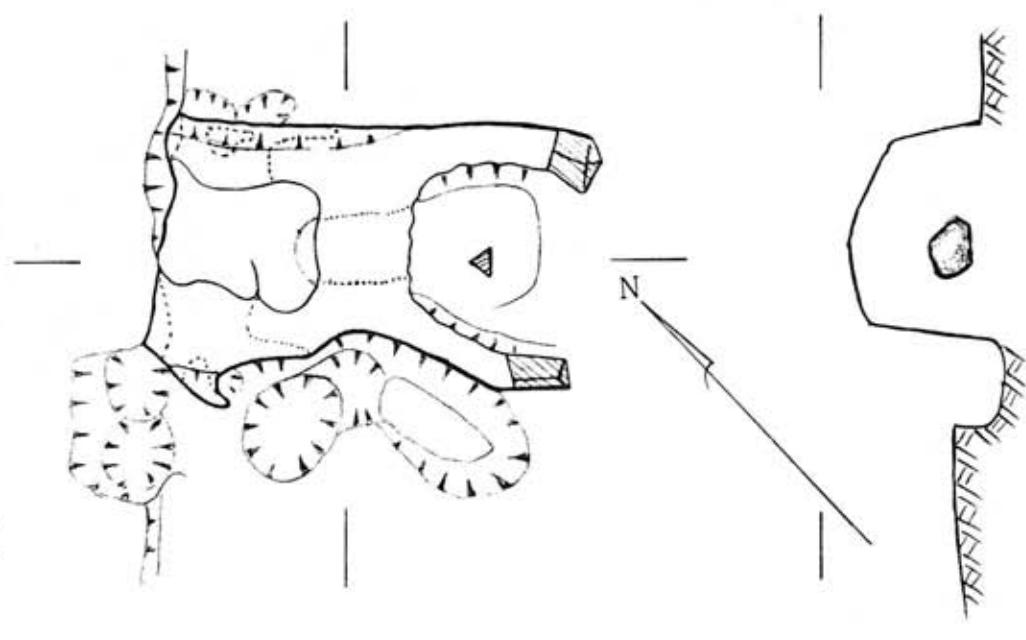
第6図伊勢山遺跡第3区2号住居址実測図



第7図 伊勢山遺跡かまど実測図

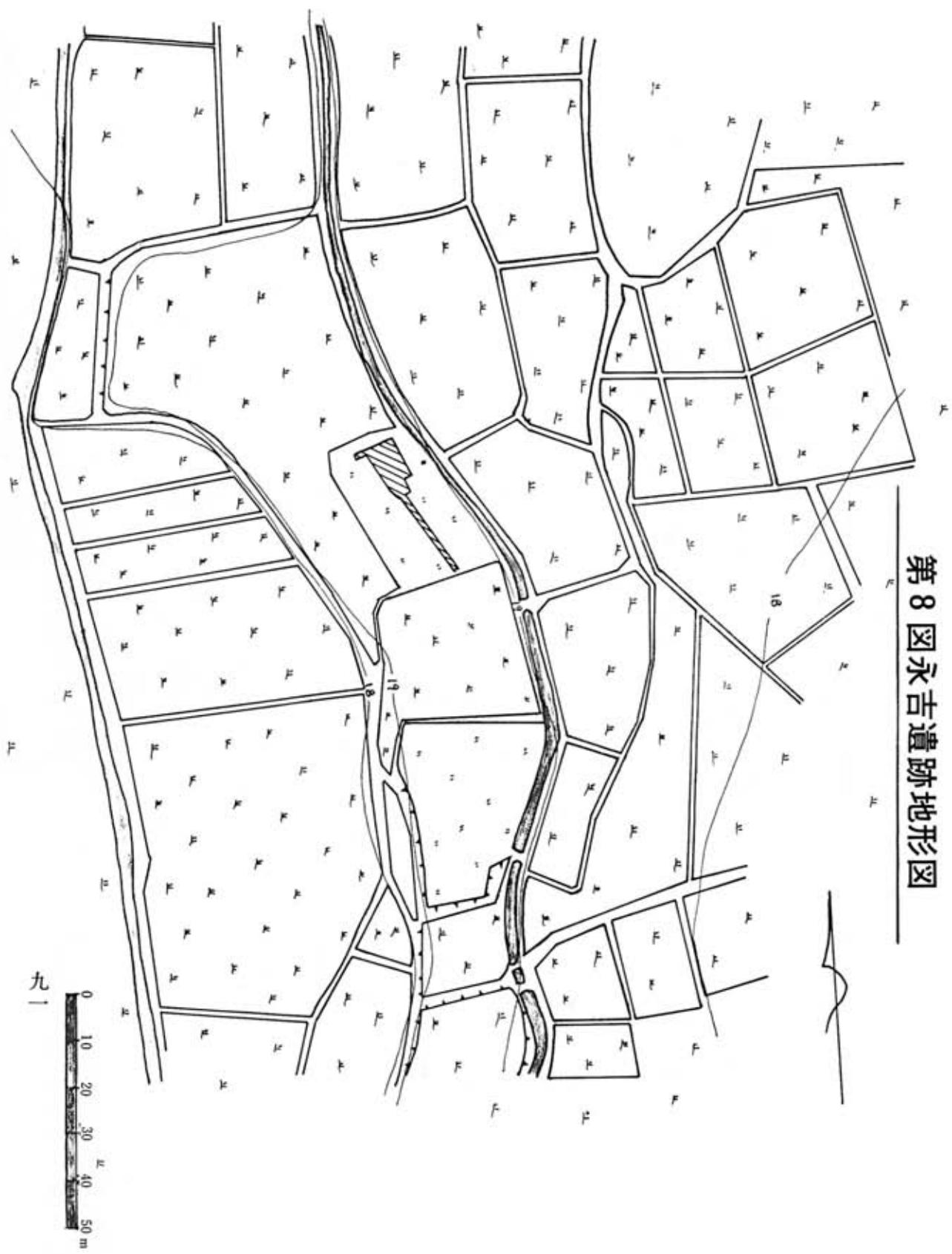


第3区第1号住居址

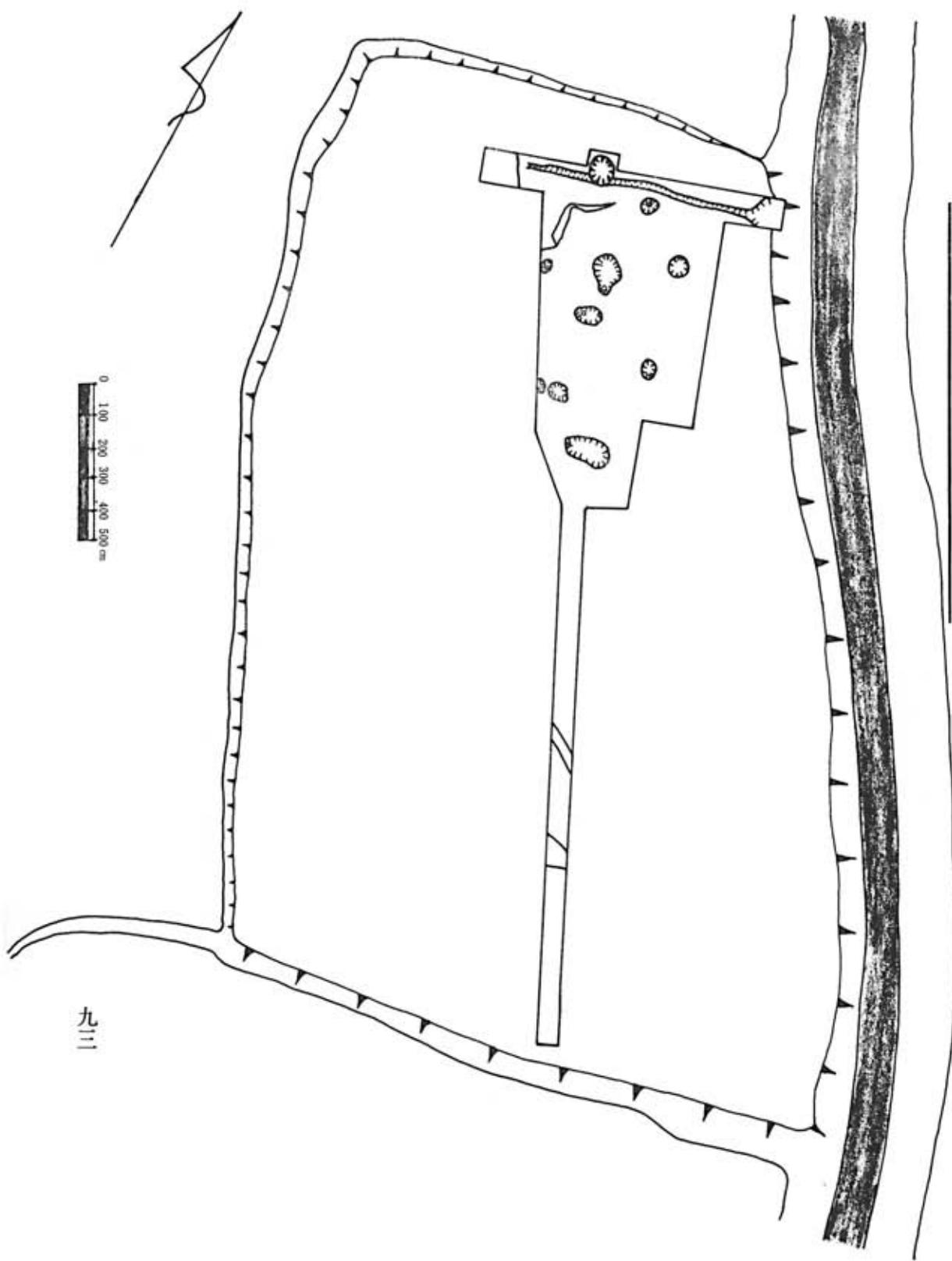


第5区住居址

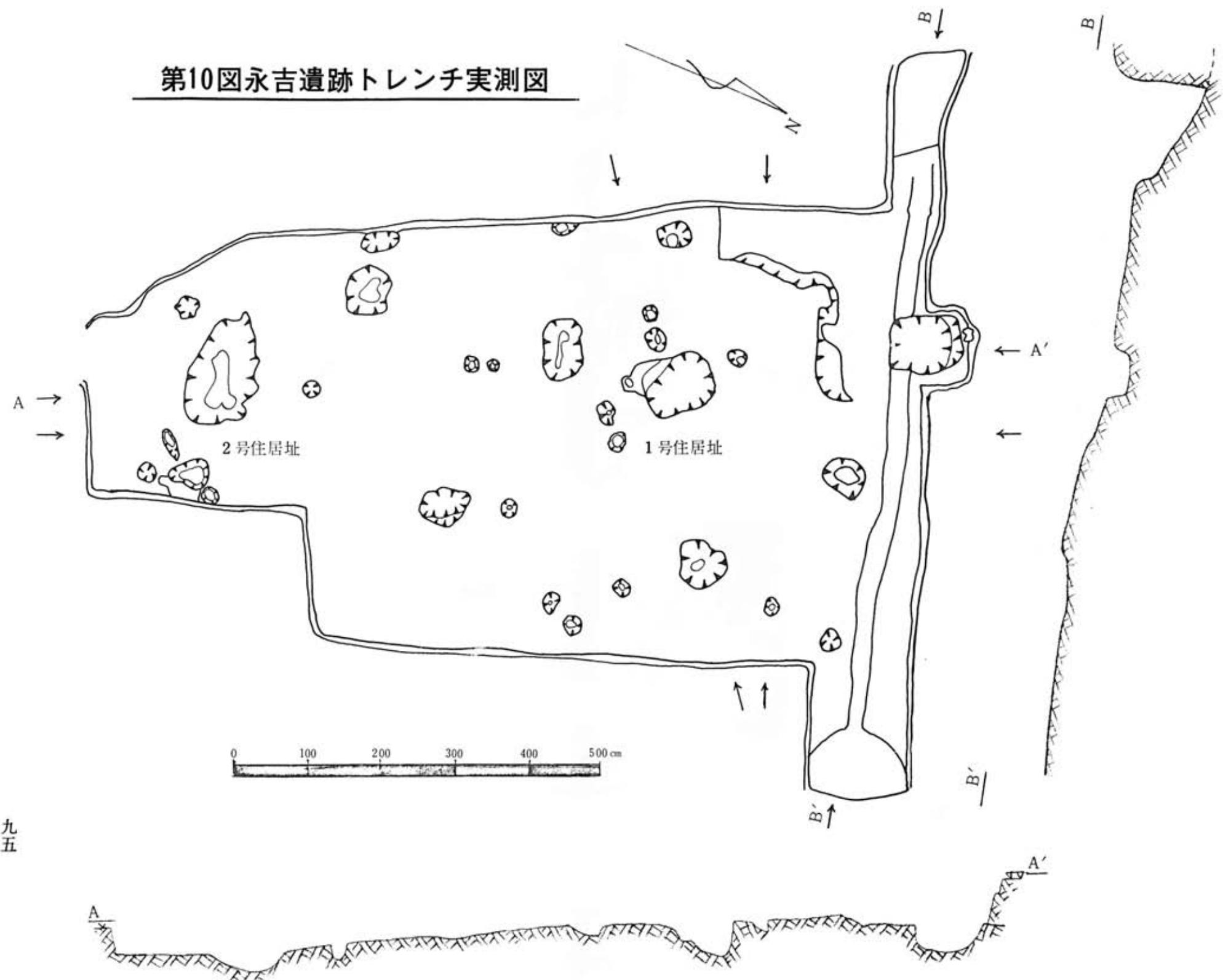
第8図永吉遺跡地形図



第9図永吉遺跡実測図

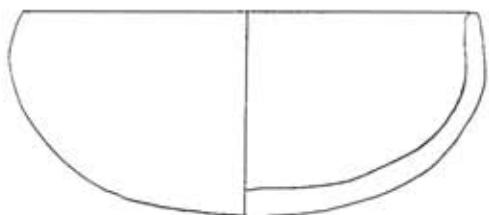
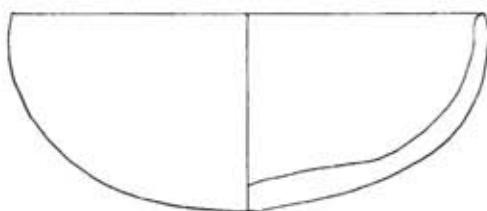
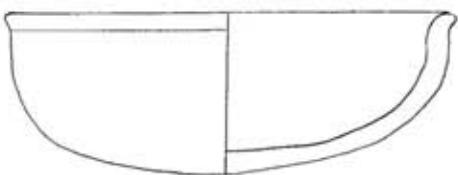


第10図永吉遺跡トレンチ実測図

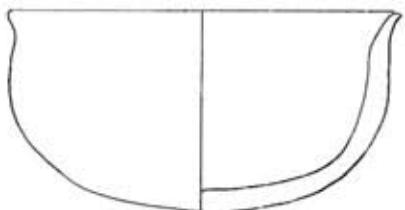


第11図 伊勢山遺跡出土の土師器坏

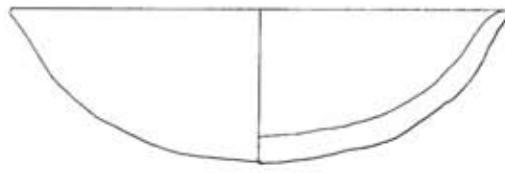
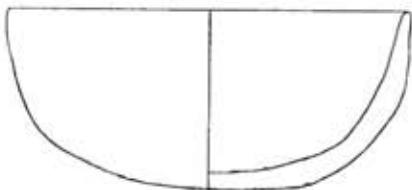
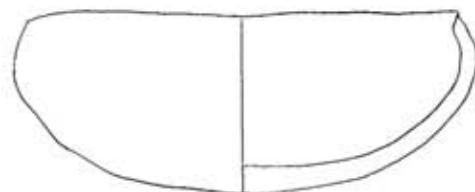
0 1 2 3 4 5 cm



(第2区2号)

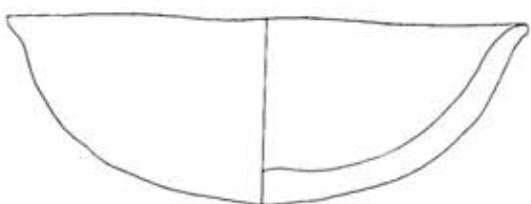
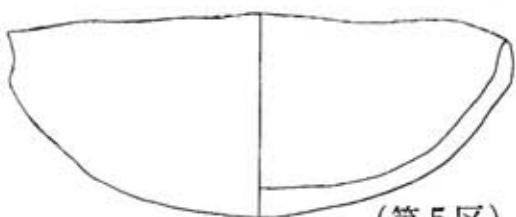


(第1区2号)



(第3区2号)

九七

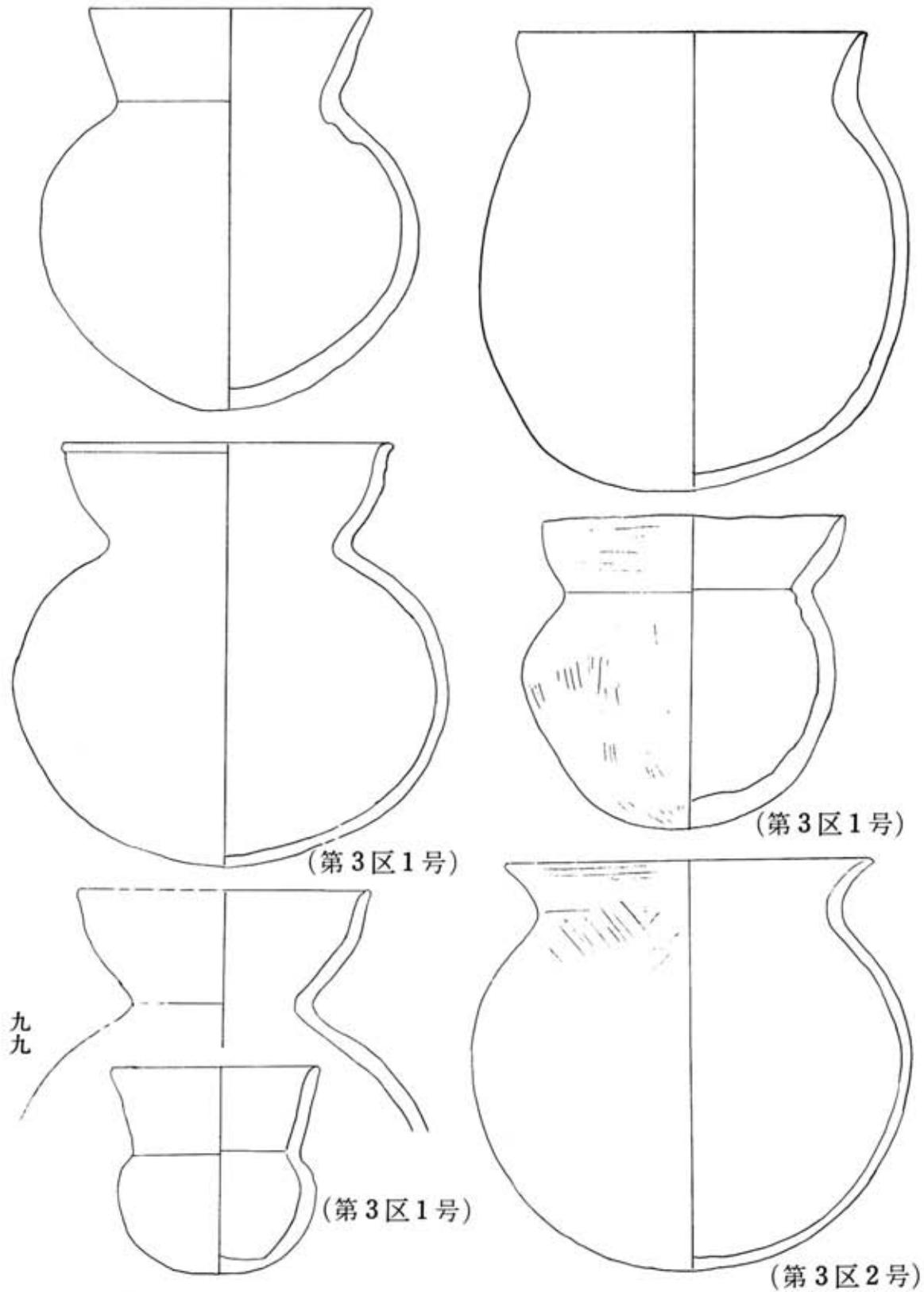


(第5区)

(第3区1号)

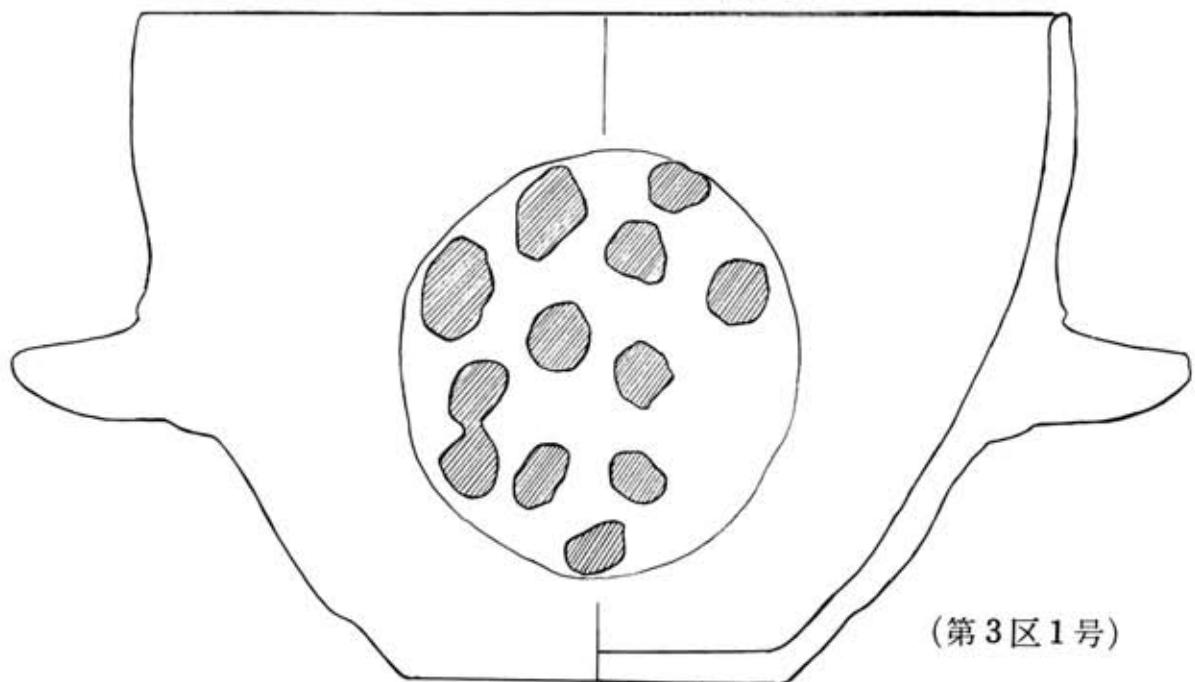
第12図 伊勢山遺跡出土の土師器壺・埴

0 1 2 3 4 5 cm

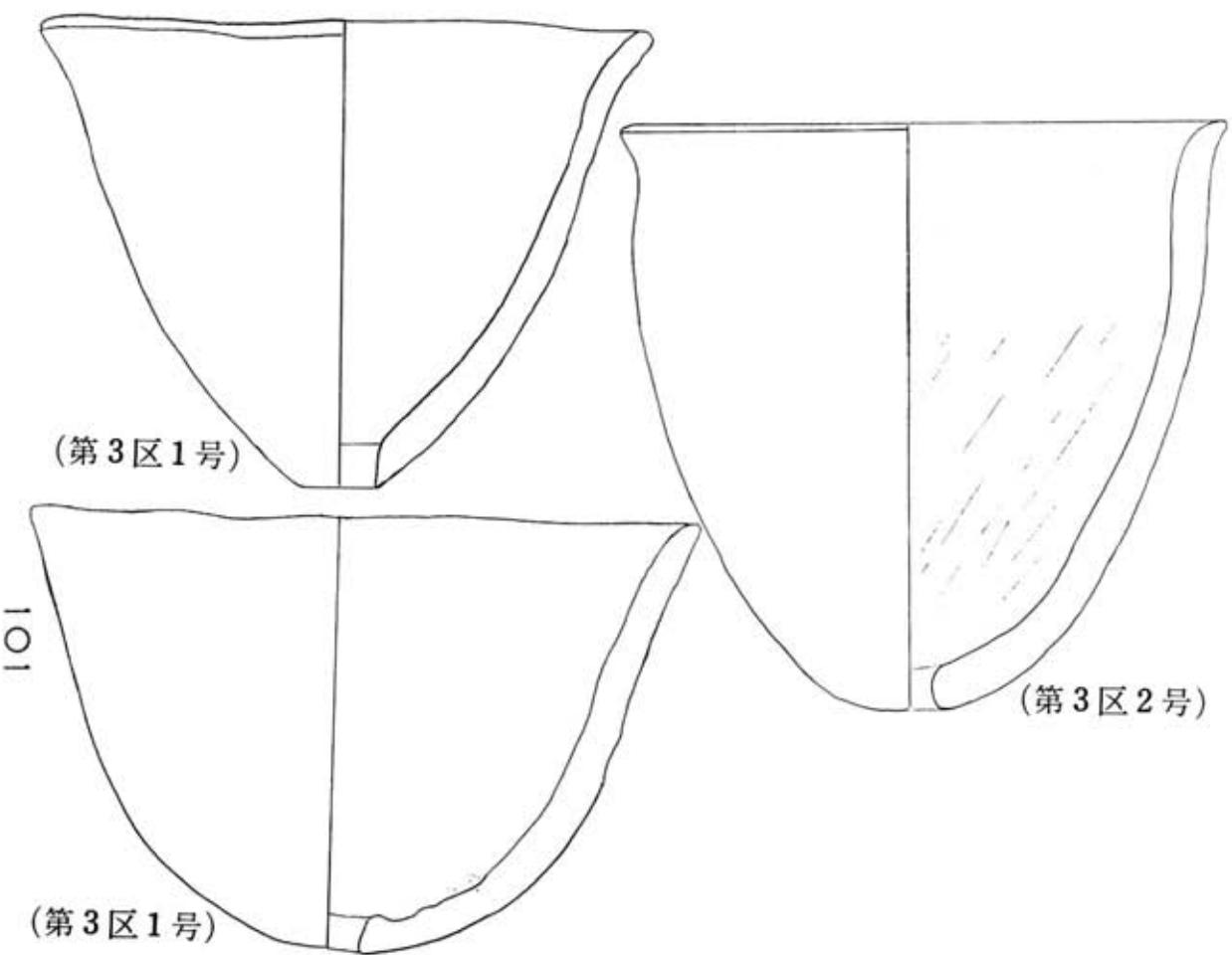


第13図 伊勢山遺跡出土の土師器 飯

0 1 2 3 4 5 cm



(第3区1号)

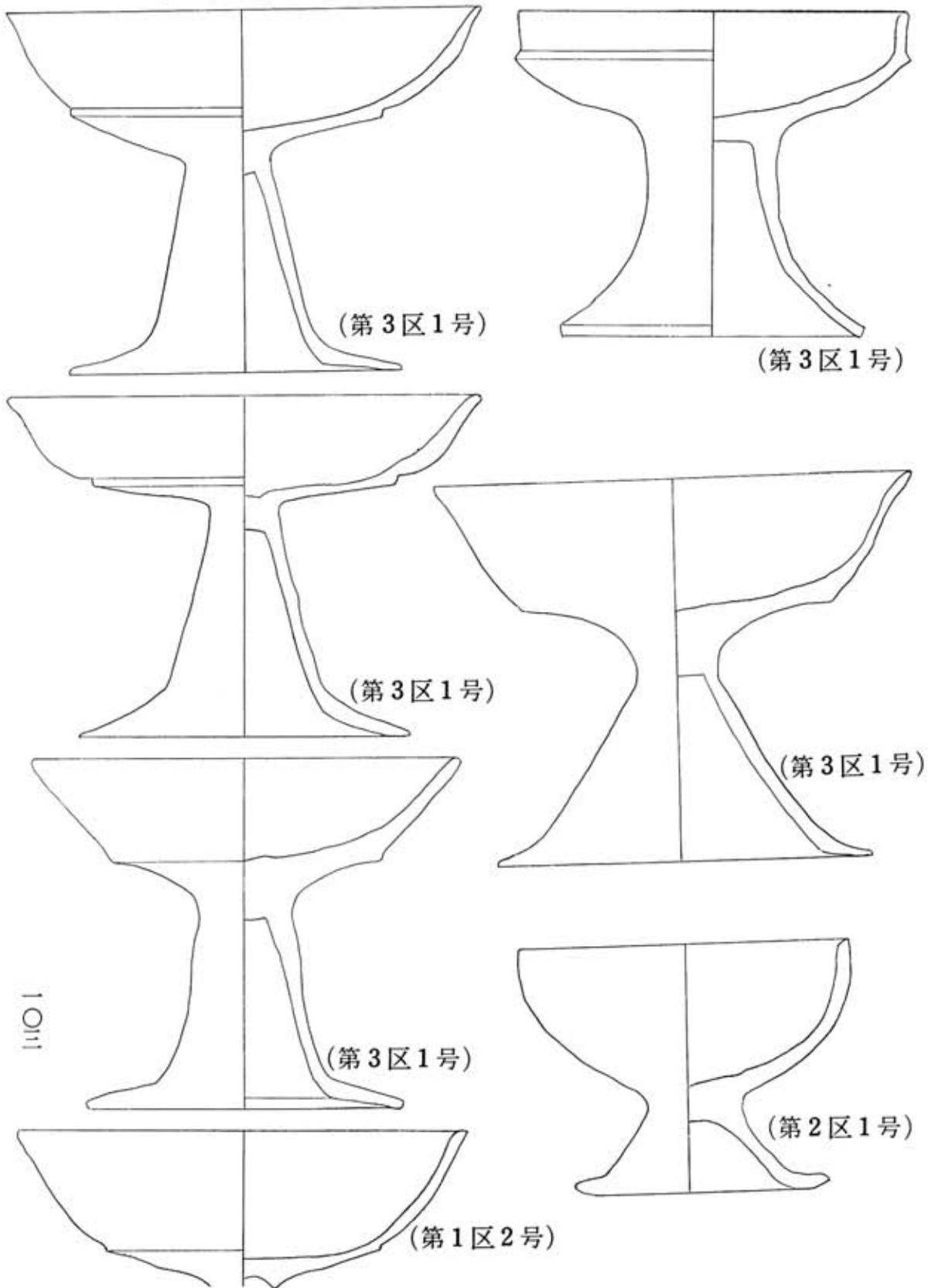


(第3区2号)

(第3区1号)

第14図 伊勢山遺跡出土の土師器高壺

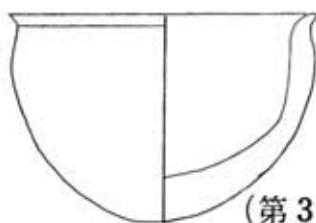
0 1 2 3 4 5 cm



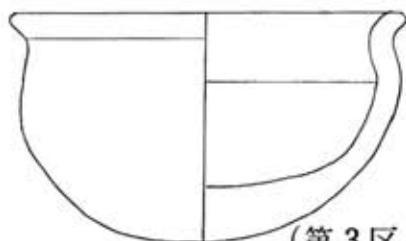
第15図 伊勢山遺跡出土の土師器類



(塊形)



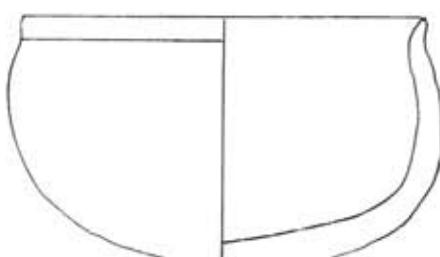
(第3区1号)



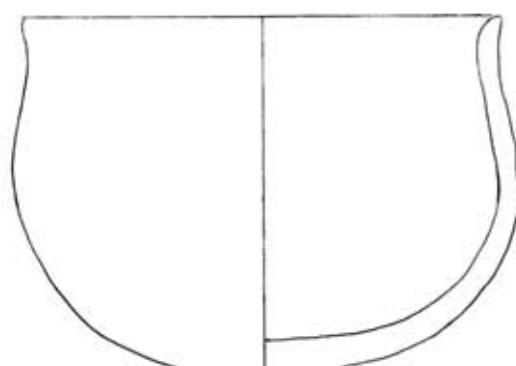
(第3区1号)



(第3区1号)

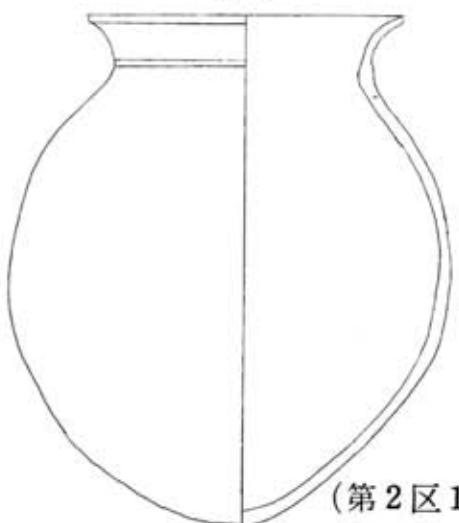


(第3区1号)



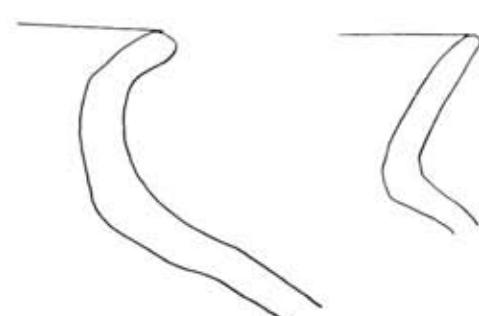
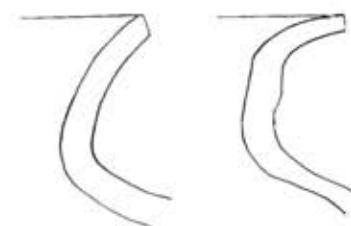
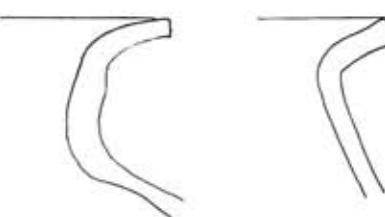
(第3区1号)

(壺)



(第2区1号)

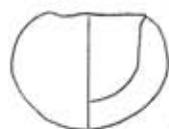
(甕形—第3区1号)



第16回 伊勢山遺跡出土の手捏土器・土製品

0 1 2 3 4 5 cm

(手捏増)

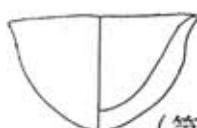


(第2区2号)

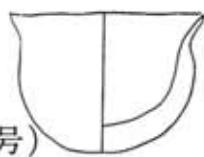
(手捏器台)



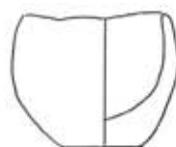
(第2区2号)



(第2区2号)



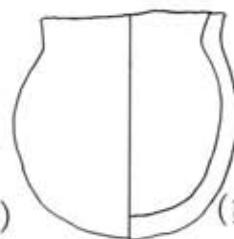
(第2区2号)



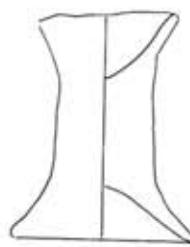
(第3区1号)



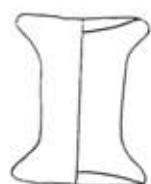
(第3区2号)



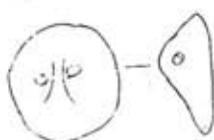
(第1区2号)



(第1区2号)

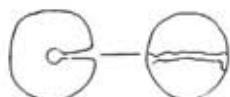


(土製鏡)



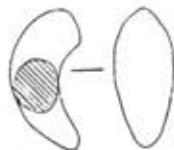
(第3区2号)

(土製鈴)



(第2区2号)

(土製勾玉)



(第1区3号)



(第2区2号)

(土製丸玉)



(不明土製品)



(第3区2号)



(第1区2号)

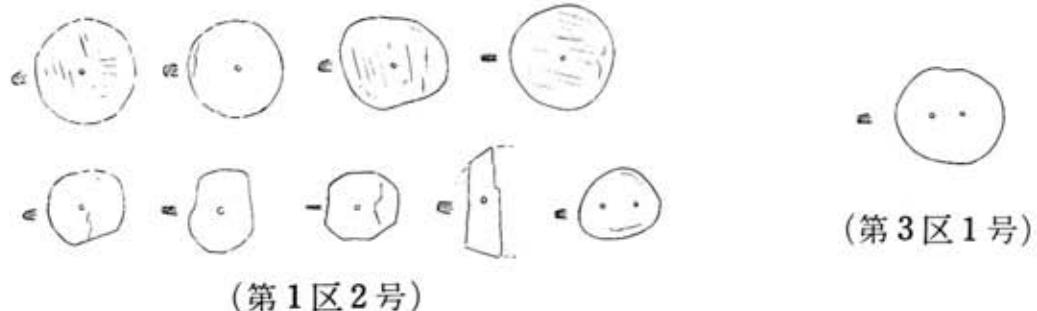


(第1区3号)

第17図 伊勢山遺跡出土の滑石製模造品



有孔円板類



勾 玉

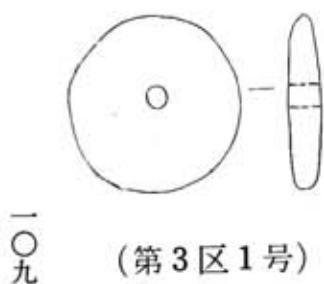


不明具

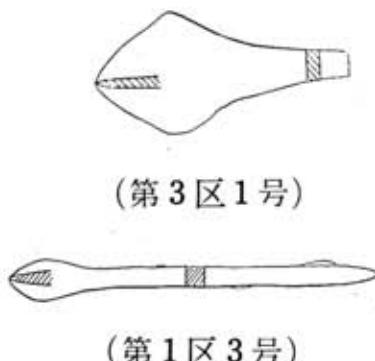


伊勢山遺跡出土のその他の遺物 $S = \frac{1}{2}$

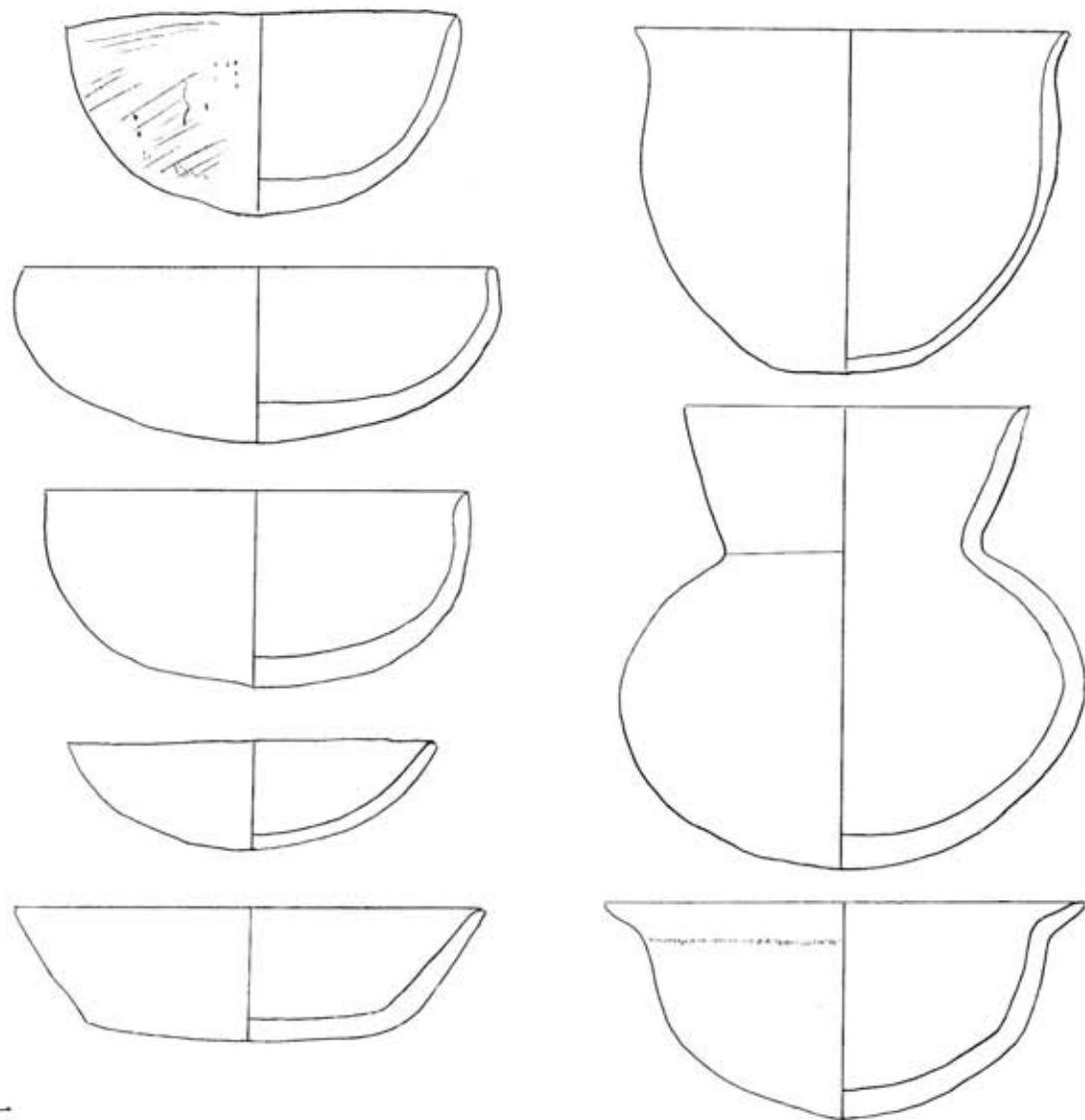
土製紡錘車



鉄 鐛



第18図 永吉遺跡出土の土師器



(あとがき)

○道路敷の用地買収が済んでいなかつたので、発掘調査や補償費等についての土地所有者との交渉、調査員の宿泊所や賄人の依頼など、事前ににおける現地の打合せに相当の時日を要し、七月十四日から一ヶ月間にわたつて発掘調査を実施した。

○基山町小倉の法泉寺温泉を調査団本部として調査員はここに宿泊し、食事は基山町小倉公民館を利用させてもらい、賄には地元の婦人会の方をわざわざした。事故も生ぜず、円滑に調査を終えることができたのは、地元の井上区長や森町議をはじめ多くの方々の理解あるご協力に負う点が極めて大きい。

○地形測量は、正木勝利・山下雅彦、遺跡実測は木下巧・木下之治・柴元静雄・光武隆久・井手口政博・合原茂宣・藤戸直美・正木勝利・古賀紀裕・藤井要・中島信幸・矢ヶ部定次・枡谷秀秋、遺物の実測は松隈嵩・柴元静雄・宝蔵寺博、その他実測図の整理は木下之治・柴元静雄・木下巧・森醇一郎その他が行なつた。報告書は、鳥栖市永吉遺跡を柴元静雄、他を木下之治が執筆した。

九州縦貫自動車道福岡熊本線鳥栖地区

埋蔵文化財発掘調査報告書

基山町伊勢山
鳥栖市永吉 遺跡

編集
発行 佐賀県教育庁社会教育課

佐賀県教育委員会

昭和四十五年二月二十日 印刷
昭和四十五年二月二十八日 発行

印刷所 佐賀市兵庫町修理田

福博印刷株式会社

